

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について
～顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減～

1 行政相談

普段海外で生活しているが、国内に住んでいる親の介護のため、数か月前に一時帰国した。その際、空港のゲートで、日本人は全員顔認証ゲートを通るように係員から案内され、旅券にスタンプ（証印）を押してもらうことなく入国した。その後、市役所へ住民登録手続に向いたところ、旅券にスタンプがなく、入国年月日が確認できないため住民登録できないと言われた。

法務省本省に出向き、開示請求手数料を支払えば入国年月日を証明してもらえるようだが、親の介護があるため、東京まで出かける時間がなく、現在も住民登録ができず困っている。

（※）関東管区行政評価局において、本相談をもとに関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議に付議した結果、「証印にかかる様々な手続の中には、同様の問題が全国で発生しているのではないか」との意見があった。

2 制度の概要

- 日本人は出入国に当たり、入国審査官から出入国の確認を受けなければならない、その確認は、旅券への証印によるのが原則。
- 「未来投資戦略 2017－Society5.0 の実現に向けた改革－」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、空港での入国審査待ち時間 20 分以内を目指し、顔認証技術の導入を進めるとされている。
- 法務省（出入国在留管理庁）は、顔認証技術が向上したこと、外国人の入国審査への人員配置を促進する必要があることから、主に日本人の出入国手続で顔認証ゲートの導入と証印の省略を進めている。
- ただし、以下の 5 つの手続については証印が必要とされる場合があることから、出入国在留管理庁は、該当者は証印を押してもらうよう、空港等で周知。
 - ① 国外からの転入届、② 海外在留中に失効した運転免許証の再取得、
 - ③ 年金保険に関する合算期間（免除期間）の証明、④ 非居住者の免税店での免税、
 - ⑤ 外国査証の申請

3 調査結果及び関係機関の見解

- (1) 出入国在留管理庁（顔認証ゲートの導入及び証印の省略について）【別紙 1 - 1】
- 各空港の実情に応じて、各種手続で証印が必要になる場合がある旨を、掲示物や音声により案内している。
 - 帰国後に出入国履歴の証明が必要になった場合は、保有個人情報の開示を請求してもらうことを原則とし、緊急に証明が必要な場合、出入国港に旅券を持参すれば、本人確認を行った上で旅券に証印をしている。

(2) 国外からの転入届（総務省自治行政局住民制度課）【別紙 2】

- 転入届には、転入年月日等を届け出ることが必要。
- 調査した 13 市区町村はいずれも、入国年月日を確認するために証印のある旅券の提示を求めているが、証印がない場合、市区町村によって取扱いは異なっている。
 - ① 本人の申出により処理（10 市区町村）
 - ② 市区町村から出入国在留管理庁に照会する（2 市区町村）
 - ③ 本人から出入国在留管理庁に開示請求するよう求める（1 市区町村）
- 総務省の見解：転入年月日は住民としての地位に関する重要な事項であり、旅券の証印は、入国の事実や転入年月日との先後関係を確認できる簡便かつ確実な資料であることから、省略等の対応を行うことを市町村に示すことは考えていない。

一方、国外から転入した者は、転入届に当たり入国年月日が確認できる資料が必要であることについて、平時又は国外への転出時等に市町村から周知・案内するよう、市町村への説明会等の機会を捉えて依頼したい。また、自動化ゲートの通過時における適切な案内等の更なる実施について、出入国在留管理庁に働きかけてまいりたい。

(3) 海外在留中に失効した運転免許証の再取得（警察庁交通局運転免許課）【別紙 3】

- 海外在留など「やむを得ない理由」のため運転免許証を更新せず、有効期限切れで失効した場合、3 年以内であれば、再取得に当たり技能試験と学科試験が免除。
- 調査した 3 都道府県警察本部はいずれも、「やむを得ない理由」の確認は旅券の証印によるとしている。

証印がない場合、2 警察本部は、上陸した空港で押印してもらうか、出入国在留管理庁への開示請求を求めている一方、1 警察本部は、出国の証印があれば航空券の半券の提示で差し支えないとしている。

- 警察庁は、「やむを得ない理由」の具体的な確認方法を示してこなかったが、今後、都道府県警察に確認方法を示すとともに、HP 等で周知するよう依頼する、あわせて、出入国在留管理庁にも周知を依頼するとしている。

(4) 年金保険に関する合算対象期間（免除期間）証明（厚生労働省年金局）【別紙 4】

- 年金の受給要件である保険料納付済期間等（老齢基礎年金・老齢厚生年金は 10 年以上、遺族基礎年金は 25 年以上）は、国外在住の間は未加入でも合算対象期間とされ、年金の請求に当たっては、その旨を証明する書類を提出することが必要。
- この書類としては、厚生労働省課長通知において、①戸籍の附票の写し、②旅券（パスポート）の写し、③滞在国が交付した居住証明書、④滞在国の日本領事館等の発行した在留資格証明書、⑤その他これらに準ずるものとされている。

る。

- 調査した4年金事務所は、国外在住期間に係る合算対象期間の証明は戸籍の附票で足りるが、過去の戸籍の附票が(※)廃棄されている場合には証印のある旅券が必要となることもあるとしている。

※ 戸籍の附票には、住所の履歴（国外在住期間は国名）が記載されており、その保存期間は、現在は150年間だが（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第1項）、令和元年6月20日までは5年間であった。

- 厚生労働省の見解

国外在住期間に係る合算対象期間の確認については、戸籍の附票の提出を受けて確認するケースが一般的だが、保存期間経過により戸籍の附票が廃棄されているケースや、転出届を出さずに国外に転居した後、住民票が職権で消除されたケース等では、戸籍の附票による確認が行えないので、旅券の写しの証印等を確認して合算対象期間の確認を行うことになる。仮に、旅券の証印が省略された場合は、旅券の写しによる合算対象期間の確認ができなくなり、請求者の負担の増加や利便性の低下につながると考えられる。また、仮に、旅券に証印が無い場合でも、請求者自身が出入国在留管理庁に旅券に係る個人情報や請求期間を特定して出入国記録の開示請求を行うことで対応し得るところだが、この場合も、開示請求の手間や費用が発生することになり、請求者の負担の増加につながると考えられる。なお、年金は、ご本人の申請に基づき支給するため、申請に必要な書類はご本人で用意いただくことが必要であり、自ら手間と費用を掛けて戸籍の附票を入手している多くの方との間で、不均等・不公平が生じてしまうため、年金事務所が職権で開示請求することは困難である。

なお、国民年金・厚生年金の被保険者が国外に転居する場合には、国外在住期間に係る合算対象期間の確認を円滑に行う観点からも、居住していた市区町村に対して国外への転出届を提出することが重要である点などを周知することが重要であると考えられる。

- (5) 非居住者の免税手続（国税庁課税部課税総括課消費税室）【別紙5】

- 外国人や一時帰国した日本人など「非居住者」に免税店で物品を販売する場合、消費税を免除することができる。
- 免税で購入するためには、免税店において、証印のある旅券等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要がある。
- 国税庁は、免税購入をするには証印が必要であることについて、自動化ゲート近辺での掲示などで周知を徹底しており、引き続き周知したい、としている。

- (6) 外国査証の申請手続

- ビザの発給に当たって、旅券の入国の証印を確認する国もみられる。
- 出入国在留管理庁は、外国政府の取扱いであるため、証印を受けていただく以外の方法を提示することは困難、としている。

(7) 証印が必要となる旨の周知の実態

羽田空港では、別紙 1-2 のとおり周知が図られている（関東管区行政評価局から東京出入国在留管理局に対し、参考連絡済）。

4 論点

- 各種手続について、海外での在留を証明する手段として証印の確認が必要かどうかを検討し、これが不要であればその旨を明確に、手続の窓口機関に周知すべきではないか。
- 上記改善(検討)状況について、出入国管理庁と情報共有すべきではないか。
- 証印の確認が必要な手続については、空港において、出国者の動線や視線も考慮に入れて掲示方法を改善するなど、確実な周知を図るべきではないか。



出入国在留
管理庁紹介



公表情報



各種手続



在留支援



相談窓口・
情報受付



関係法令



入管政策・
統計



調達・採用
情報

[トップページ](#) > [各種手続](#) > [顔認証ゲートの更なる活用について（お知らせ）](#)

顔認証ゲートの更なる活用について（お知らせ）

[View this page in English](#)

[顔認証ゲート導入空港一覧（令和元年度）【PDF】](#)

1. 外国人出国手続における顔認証ゲートの活用

出入国在留管理庁では、現在、日本人の出帰国手続において顔認証ゲートを運用しているところ、令和元年7月24日の羽田空港を皮切りに、成田空港、関西空港、福岡空港、中部空港、新千歳空港及び那覇空港において、順次顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始する予定です。詳細なスケジュールに関しては、上部「顔認証ゲート導入空港一覧（令和元年度）【PDF】」をご覧ください。

なお、顔認証ゲートの利用に当たり、事前の利用登録手続は必要ありません。

また、日本人の出帰国手続においては、従前どおりお使いいただけます。

導入目的

観光立国の実現のため、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指し、様々な取組が行われているところ、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続及び外国人の出国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の審査に充て、審査の厳格さを維持しつつ更なる円滑化を図ることを目的とするものです。



2. 利用案内

2. 利用案内

顔認証ゲートは、IC旅券のICチップ内の顔の画像と、顔認証ゲートのカメラで撮影した顔の画像を照合して本人確認を行います。照合により本人確認が完了し問題がなければ、ゲートを通過することができます。顔認証ゲートを利用した場合には、入国審査官から旅券に証印（スタンプ）を受ける必要がありません。

（注）証印（スタンプ）について

パスポートにはスタンプ（証印）されません。

スタンプ（証印）を希望される方は、顔認証ゲートの通過後、出国手続時には航空機への搭乗前、帰国手続時には税関検査前までに、顔認証ゲート後方に待機する職員又は各審査場事務室の職員にお申し付けください。

上記の時点以後は、パスポートへのスタンプ（証印）の申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。出入（帰）国が必要な方については、[出入（帰）国記録に係る開示請求手続（手続をご案内するページへ移動します。）](#)を行ってください。

ただし、出入（帰）国の証明を緊急に必要とする次の事情がある場合には、[出帰国手続を行った地方出入国在留管理官署（各地方出入国在留管理局のウェブサイトへ移動します。）](#)にお問い合わせください。

- ・ 海外渡航中の運転免許証の有効期限経過による再取得の手続
- ・ 海外から帰国した場合における転入届に係る手続
- ・ 年金保険に関する合算対象期間（免除期間）の証明手続
- ・ 非居住者の免税手続
- ・ 外国査証の申請手続

(注) 顔写真について

顔認証ゲートで撮影された顔写真は、本人確認のための照合にのみ用いられ、保存されることはありません。

顔認証ゲートの利用に当たっての留意事項

- (1) 顔認証ゲートのご利用に当たっては、
 - ・ IC旅券をお持ちであること
 - ・ お一人で機械の操作ができること
 - ・ 身長が135cm以上であること
 - ・ 外国人の場合は、これに加えて「短期滞在」の在留資格で在留し出国（再入国許可による出国を除く。）しようとしていることが必要です。
- (2) 顔の画像の照合による本人確認ができないなど、何らかの理由で顔認証ゲートが利用できない場合には、お手数ですが、審査ブースで手続を受けてください。
- (3) 顔写真を撮影する際、帽子、サングラス、マスクを身につけていたり、前髪が目にかかっていたりすると、顔の画像の照合を妨げる原因となってしまいますので、撮影が始まる前に帽子等を取り外してください。

3. 顔認証ゲートの概要及び操作方法

ディスプレイの表示に従って、簡単な操作をしていただくだけで、出帰国の手続を行うことができます。

顔認証ゲートの概要



顔認証ゲートの操作方法



【旅券の読み取り】

青色のLEDが点滅している旅券リーダに、IC旅券の顔写真のページを開き、裏返して置くと、機械が自動的にIC旅券の情報を読み取ります。





【顔画像の提供】

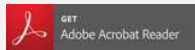
顔認証ゲートの内蔵カメラで顔写真を撮影します。撮影が終わるまで、しばらくの間、まっすぐ前を向いて静止します。

(注) 帽子、マスク及びサングラスは外してください。又、前髪が目にかかっていると、照合を妨げることがあります。



【ゲートの通過】

顔認証の処理が完了し、問題がなければゲートが開き、通過することができます。顔認証ゲートを利用した場合には、入国審査官から証印（スタンプ）を受ける必要がありません。なお、証印（スタンプ）を希望される方は最寄りの職員にお問い合わせください。



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#)  が必要です。
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。

<p>▶ 出入国在留管理庁紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 出入国在留管理庁の概要 ▶ 地方出入国在留管理官署 ▶ 庁舎の移転・整理統合 ▶ 情報発信 	<p>▶ 公表情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ プレスリリース ▶ 更新情報 ▶ 各種公表資料 ▶ その他の公表情報 	<p>▶ 各種手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 出入国管理及び難民認定法関係手続 ▶ 各種手続案内 ▶ 情報公開 ▶ 個人情報保護 ▶ 公文書管理 	<p>▶ 在留支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国人生活支援ポータルサイト ▶ 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)
<p>▶ 相談窓口・情報受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ インフォメーションセンター等 ▶ 情報受付 	<p>▶ 関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係法令 	<p>▶ 入管政策・統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入管政策・白書 ▶ 特定技能制度 ▶ 外国人共生施策 ▶ 統計 ▶ パブリックコメント 	<p>▶ 調達・採用情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 調達情報 ▶ 採用案内



法務省 出入国在留管理庁

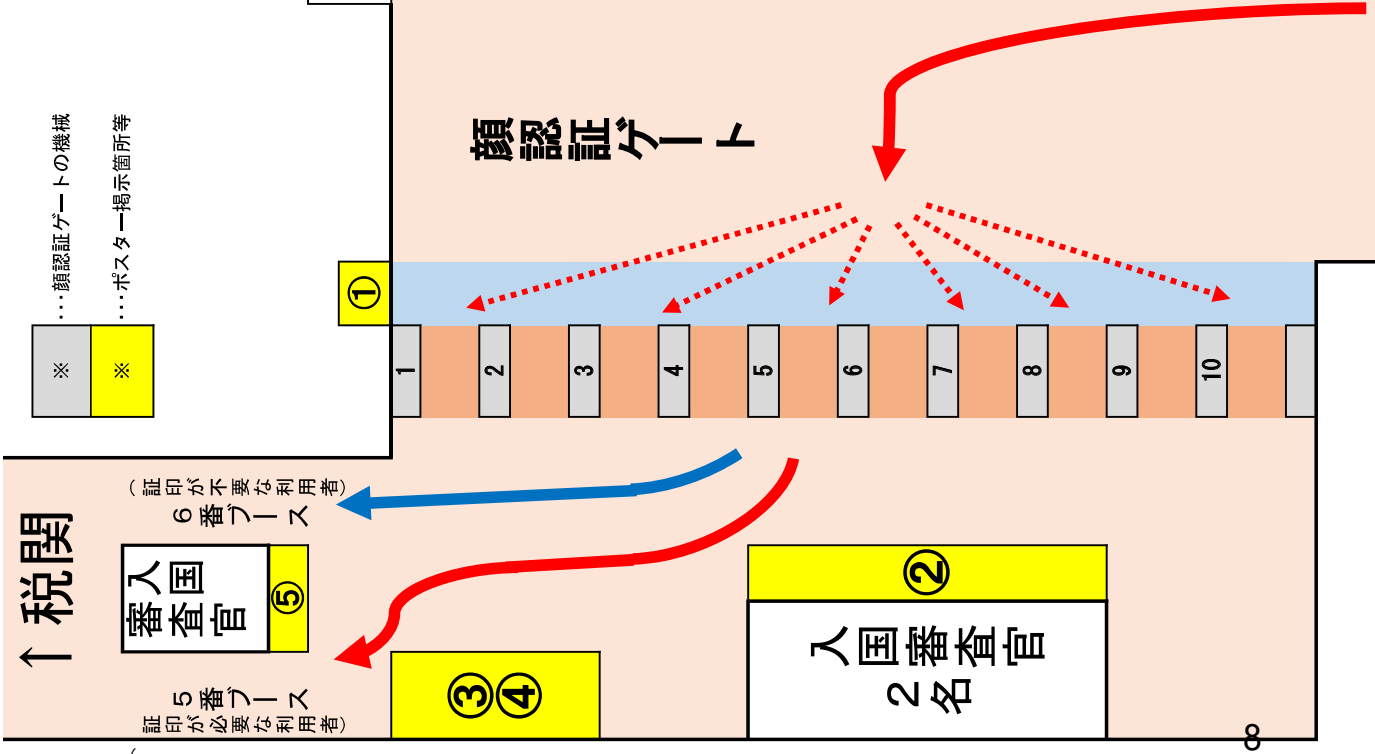
〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1
03-3580-4111 (代表)
(法人番号：7000012030004)

▶ [サイトマップ](#) ▶ [リンク・著作権等について](#) ▶ [出入\(帰\)国記録に係る開示請求について](#)

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

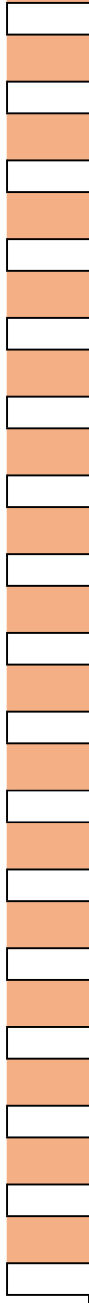


羽田空港上陸審査場模式図

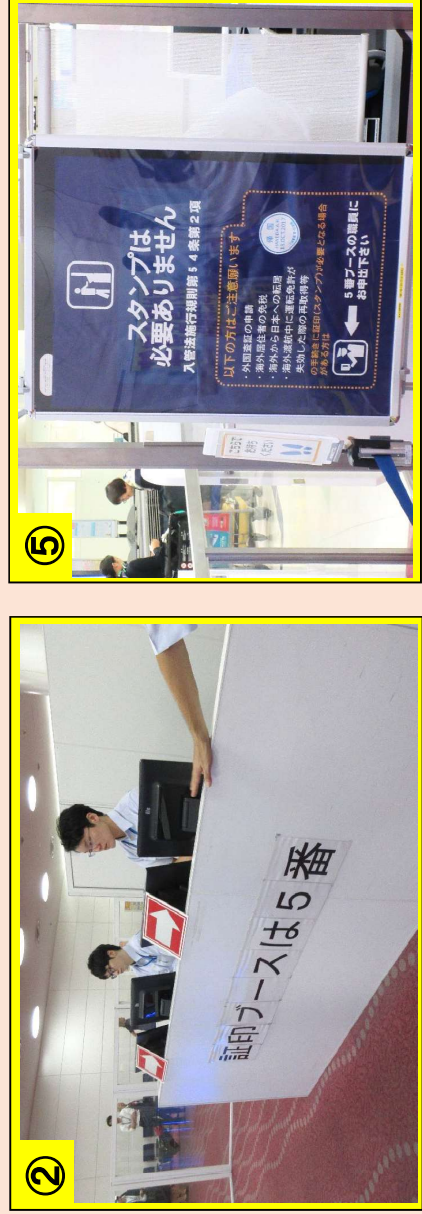


※ ……顔認証ゲートの機械
※ ……ポスター掲示箇所等

- ① ……「帰国スタンプ（証印）はいりませんか？」
- ② ……「証印ブースは5番」
- ③ ……「海外居住者等（日本に非居住の方）」
- ④ ……音声案内
- ⑤ ……「スタンプは必要ありません」



審査ブース（外国人等）



別紙2 国外からの転入届

○ 13市区の調査結果

- ・ 転入日について、本人の申出に基づくこととしているもの（10市区町村）
- ・ 転入日について、市から出入国在留管理庁に照会しているもの（2市区町村）
- ・ 出入国在留管理庁に対し開示請求するよう求めているもの（1市区町村）

転入時における入国年月日の確認方法（調査結果一覧）

No.	市区名	旅券の証印を確認	旅券の証印がない場合						
			航空便の半券等により入国年月日を確認	航空便の半券等がない場合					
				航空便を電子チケットで利用した場合の購入履歴や予約メールの画面等の提示	左記画面がない場合			最終的に本人の申出により転入日を決定	備考
					出入国在留管理庁の記録で入国年月日を確認		市区が出入国在留管理庁に入国年月日を確認		
1	A市	○	○	○				○	
2	B市	○	○	○			○		
3	C市	○	○	○			○	注2	
4	D市	○	○	○			○	注2	
5	E市	○	○	○		○			
6	F市	○	○	○			○	注2	
7	G市	○	○	○			○		
8	H区	○	○	○			○		
9	I市	○	○	○	○				
10	J市	○	○	○			○		
11	K市	○	○	○	○	このほか旅券の外国の出国印を確認			
12	L市	○	○	○			○	注3	
13	M市	○	○	○			○	注4	
計		13市区	13市区	13市区	2市	1市	10市		

(注1) 関東管区行政評価局の調査結果による。

(注2) 申述内容が真実であることについて一筆の署名を求める。

(注3) 市内居住の根拠として郵便物を確認。

(注4) 空港で買物をしたときのレシートで確認。

(参考)

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（市町村長等の責務）

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。
- 3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。
- 4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たって、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。

（転入届）

第二十二条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 転入をした年月日
- 四 従前の住所
- 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直前に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直前に記載した住民票コードをいう。）
- 七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をする者（同項第七号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

○住民基本台帳法施行令（平成十一年自治省令第三十五号）

（転入届に当たり特別の事項を届け出なければならない者等）

第二十二條 法第二十二條第一項第七号に規定する政令で定める者はいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により同条第二項の文書を提出することができない者とし、同号に規定する政令で定める事項は出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示とする。

別紙3 海外在留中に失効した運転免許証の再取得

○ 運転免許証の特定失効者が再取得する際の試験の免除等の状況

失効からの経過日数	適性試験 (視力検査等)	仮免許試験 (学科・技能)	本免許試験 (学科・技能)	講習の受講	免許条件の引継(ゴールド免許等)
6か月以内	受講	免除	免除	受講	あり
6か月を超え3年以内	受講	免除	免除	受講	なし
3年を超える	受講	受験	受験	受講	なし

(注) 警察庁 HP 等をもとに当局が作成した。

○ 3都道府県警からの聴取結果

(1) A県警察交通部運転免許本部運転免許課

本来は、運転免許証の有効期間の満了日に海外にいたことを客観的に把握するため、旅券及び出入国両方の証印を必要としているが、近年は顔認証ゲートが導入され証印が省略されるケースもあることから、次のいずれかの方法により対応している。

- ① 出入国在留管理庁に対して郵送又は訪問により出入国年月日を示す資料の開示請求を行うよう案内。
- ② 上陸した空港に出向き、入国の証印を押してもらうよう案内。
- ③ 出国に係る証印がある場合は、入国時に搭乗した航空便の半券の提示を求める。

なお、①の開示請求に要する期間について、顔認証ゲートが導入される以前は2週間程度であったものの、ゲート導入後は、約1か月(注)程度を要するケースが多くなっている。このため、旅券に証印がない場合は、帰国後1か月以内に申請することが困難となり、免許を受けるに当たっては学科試験及び技能試験を受検する必要があるが生じる。このため、県警では、道路交通法の規定を「出入国在留管理庁から情報開示を受けてから1か月以内である場合」と解釈して対応している。

(注) 当該開示請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づくものであるため、開示決定の期限は、同法第10条第1項に基づき、30日以内とされている。

(2) B県警察免許課及びC県警察運転免許試験課

「本来は旅券及び出入国両方の証印が必要であること」及び「証印が無い場合は出入国在留管理庁に対する情報開示が必要であること」については、A県警察と同様であるが、航空便の半券では受け付けていない。また、出入国在留管理庁への開示請求に要する期間については、考慮していない。

別紙 4 年金保険に関する合算対象期間（免除期間）の証明

○ 4 年金事務所からの聴取結果

（A、B及びC年金事務所の説明）

合算対象期間を認定するに当たっては、その期間に日本国内に居住していないこと、すなわち住民票を異動していることが必要条件となっており、住民票が日本国内にありながら海外に滞在しただけでは合算対象期間には含まれない。したがって、原則としては、戸籍の附票があれば、住所の変更の状況を把握できるため、事足りる。しかし、現在の戸籍は、平成6年法務省令第51号附則第2条第1項等により平成の中頃に改製されているため、附票に記載されている住所については、改製後のものしか記載されていない。改製前の住所を把握するためには、原附票の写しを申請する必要があるが、この保存期間については既に満了しているため、市町村によっては廃棄されていることがある。これでは、過去の住所の変更状況が分からないため、古い旅券の証印や、外国の居住証明書、出入国在留管理庁の出入国記録などにより、海外に滞在していたことを確認している。

（D年金事務所の説明）

出入国在留管理庁に対する照会は、申請者で行っていただくようにしているが、年金事務所長の職権で行う場合もある。従前は、この手続に1か月程度要していたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、現在では、3～4か月かかるものと出入国在留管理庁から言われている。

○ 日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について （平成24年6月14日年管管発0614第6号・厚生労働省年金局事業管理課長通知）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象とされることとなり、住民票が作成されるとともに、在留カード及び特別永住者証明書が新たに交付されることとされている。

このため、日本国籍を有する者の日本国内に住所を有しなかった期間並びに日本国籍を取得した者及び永住許可を受けた者のそれ以前の期間の確認に必要な書類については、期間の種類に応じて次表のとおり本年7月9日より適用することとしたので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、これに伴い「日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について」（昭和61年7月10日庁保発第35号）は、本年7月8日をもって廃止する。

期間の種類	添付書類
国民年金法附則第7条第1項により合算対象期間とされる期間のうち同法附	当該期間が確認できる次のいずれかの書類 ア 戸籍の附票の写し

<p>則第 5 条第 1 項第 3 号に該当した期間 及び昭和 60 年法律第 34 号附則第 8 条 第 5 項第 9 号に掲げる期間</p>	<p>イ 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）に規定する旅券 （パスポート）の写し ウ 滞在国が交付した居住証明書 エ 滞在国の日本領事館等の発行した在留証明書 オ その他上記に掲げる書類に準ずるもの</p>
<p>昭和 60 年法律第 34 号附則第 8 条第 5 項第 10 号及び第 11 号に掲げる期間</p>	<p>当該期間が確認できる次のいずれかの書類 ア 戸籍謄本又は抄本（戸籍を取得した者に限る） イ 住民票の写し ウ その他、旅券（パスポート）の写し、永住を許可さ れた旨が記載された在留カード又は特別永住者証明書等 上記に掲げる書類に準ずるもの</p>

別紙 5 非居住者の免税手続

1 非居住者とは

本邦内に住所又は居所を有する自然人又は本邦内に主たる事務所を有する法人ではない者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号）をいう。

2 消費税免税の要件

以下の物品を、以下の方法で販売する場合には、消費税が免税される。

○ 物品

- ・ 金又は白金の地金その他通常生活の用に供しないもの
- ・ 通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品に該当するものであって、その非居住者に対して、同一の輸出物品販売場において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が 50 万円を超えるもの

○ 方法

次に掲げる要件の全てを満たして当該一般物品の引渡しを受けること

- ・ 所持する旅券を輸出物品事業者に提示すること
- ・ 所持する旅券に記載された情報を当該輸出物品事業者に提供すること

なお、国税庁課税部課税総括課消費税室が作成し周知している「輸出物品販売場制度に関する Q & A」では、証印が押されていない旅券の所持者に対しては、非居住者であることの確認ができない場合には、免税販売を行えない旨が記載されている。

※) Trusted Traveler Program を利用し、自動化ゲートを通して入国した外国人については、特定登録者カードを確認することで非居住者であることを確認し、免税販売を行えるとしている。

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証
及び後期高齢者医療被保険者証の返却・処分方法について

1 相談内容

国民健康保険の保険証の毎年度の更新のたびに、期限切れの保険証を返却するよう求められるため、窓口まで行って返却しているが、保険証は、受診する病院で確認されるため、期限切れのものが悪用されるとは考えられない。

このため、自分で破棄してもいいのではないか。

(※) 四国行政評価支局において、本相談をもとに、四国地域行政苦情救済推進会議に付議した結果、全国・統一的な課題として検討すべきとの意見があった。

2 制度概要・調査結果等

(1) 有効期限切れとなった国民健康保険の被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療の受給者証の取扱い【別紙1、別紙2】

- 国民健康保険の被保険者証（～69歳）及び後期高齢者医療の受給者証（75歳～）は、検認又は更新のため、保険証の提出を求められたときは、遅滞なく提出しなければならない。

（国民健康保険法施行規則第7条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第20条第3項）

- 国民健康保険の高齢受給者証（70～74歳）は、有効期限に至ったときは、遅滞なく市町村に返還しなければならない。（国民健康保険法施行規則第7条の4第2項）
- 省令で定める上記書類（これら3種類をまとめて以下「保険証」という。）の様式の備考欄には、有効期限を経過したときは速やかに市町村に提出・返却する旨が記載されている。

(2) 調査結果【別紙3】

四国行政評価支局が、期限切れの保険証の返却・処分方法について、管内の保険者（国民健康保険：95市町村、後期高齢者医療：4広域連合）を調査したところ、被保険者自身による廃棄を認めているのは、84市町村（88.4%）・4広域連合（100%）であった。

返却を求めている市町村も、返却されなかった場合でも、催促するなど回収業務までは行っていないとしている。

(3) 関係機関の意見

ア 四国厚生支局

保険証を返却しないことによる支障は承知していない。

イ 高松市

期限切れの保険証を返却してもらわなくても、特段の支障はない。

3 四国地域行政苦情救済推進会議の審議結果（第104回（令和2年2月14日））

- 市町村は、法令の規定があるために、自由な破棄を認めにくいのではないか。
- 規定を改正し、期限切れの保険証の扱いをはっきりさせるべきではないか。
- ペーパーレス時代に余計な手間がかからないよう、厚生労働省が市町村に助言すればいいのではないか。

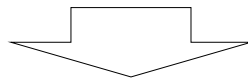
4 厚生労働省の見解

当方から、期限切れとなった保険証を被保険者自身で破棄できるよう法令を改正できないか働きかけたところ、以下のとおり回答。

期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証のいずれも、被保険者自身で破棄しても差し支えないよう省令を改正し、その趣旨を含め、都道府県・市町村等に周知する。具体的改正内容は検討中。

5 論点

- 有効期限が到来した保険証を提出・返却しなくとも、新たな保険証が交付され、受診する医療機関もこれを確認していることから、古い保険証の提出・返却自体が不要ではないか。
- 提出・返却を求める規定があるために全国で発生し得る相談であって、特段の支障がなければ、この規定を見直すべきではないか。



6 考えられるあっせん事項

- ① 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証の返却を不要とし、被保険者等が自ら処分できるよう、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の関係規定を見直すこと。
- ② ①の措置について、被保険者、都道府県及び市区町村に周知すること。

別紙1 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

○国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（抜粋）

（被保険者証の検認又は更新）

第七条の二 市町村は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる。

2 世帯主は、前項の検認又は更新のため、当該世帯主が住所を有する市町村に被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを当該市町村に提出しなければならない。

3 市町村は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主から被保険者証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、当該世帯主に交付しなければならない。ただし、法第九条第三項又は第四項の規定により市町村が当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めている場合は、この限りでない。

4 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

（高齢受給者証の交付等）

第七条の四 市町村は、法第四十二条第一項第三号又は第四号の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、当該被保険者に係る様式第一号の二の二による被保険者証を交付した場合を除き、様式第一号の四又は様式第一号の五による一部負担金の割合を記載した証（以下「高齢受給者証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2 前項の被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、遅滞なく、高齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。

一 高齢受給者証に記載された一部負担金の割合が変更されたとき。

二 当該市町村から法第九条第三項又は第四項の規定による被保険者証の返還の求めがあつたとき。

三 高齢受給者証の有効期限に至ったとき。

3 第七条の二（第三項ただし書を除く。）の規定は、高齢受給者証の検認及び更新について準用する。

4 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第七条第一項第二号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者の氏名、性別及び生年月日

二 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号

三 再交付申請の理由

5 高齢受給者証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その高齢受給者証を添えなければならない。

6 第七条第四項及び第五項の規定は、高齢受給者証の再交付について準用する。

7 世帯主は、高齢受給者証の再交付を受けた後、失つた高齢受給者証を発見したときは、直ちに、発見した高齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。

○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）（抜粋）

第二十条 後期高齢者医療広域連合は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により期日を定めるに当たり、保険料を滞納している被保険者に係る被保険者証につき通例定める期日より前の期日を定めることができる。

3 被保険者は、第一項の検認又は更新のため、被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、既に後期高齢者医療広域連合に被保険者証を提出している者については、この限りでない。

4 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により被保険者証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、被保険者に交付しなければならない。ただし、法第五十四条第四項又は第五項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し被保険者証の返還を求めている場合は、この限りでない。

5 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

別紙2 被保険者証等の返納に関する規定の状況

制度の種別	国民健康保険		後期高齢者医療制度
根拠法令	国民健康保険法		高齢者の医療の確保に関する法律
検認又は更新に関する規定状況	被保険者証	高齢受給者証	
	<p>世帯主は、前項の検認又は更新のため、当該世帯主が住所を有する市町村に被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを当該市町村に提出しなければならない。(規則第7条の2第2項)</p> <p>第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。(施行規則第7条の2第4項)</p>	<p>被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、遅滞なく、高齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。(規則第7条の4第2項)</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 高齢受給者証の有効期限に至ったとき。</p> <p>第7条の2(第3項ただし書を除く。)の規定は、高齢受給者証の検認及び更新について準用する。(施行規則第7条の4第3項)</p>	
様式の備考欄	被保険者証	被保険者証兼高齢受給者証	受給者証
	<p>(6)有効期間を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。(様式第1号)</p>	<p>(6)有効期間を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。(様式第1号の2の2)</p>	<p>3 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。(様式第1号の4、第1号の5)</p>

(注) 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則に基づき当局が作成。

別紙3 四国支局管内における有効期限切れの被保険者証等の返却・処分方法

四国行政評価支局が、有効期限切れの被保険者証等の返却・処分方法について、管内の95市町村及び4広域連合を調査したところ、以下の状況がみられた。

- ① 被保険者自身での破棄を認めている：84市町村（88.4%）、4広域連合（100%）
- ② 返却を求めている：10市町村（10.5%）
- ③ 国民健康保険被保険者証は返却を求めているが、高齢受給者証は被保険者自身での破棄を認めている：1市町村（1.1%）

（注1）国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証については市町村、後期高齢者医療被保険者証については広域連合への調査結果。

（注2）有効期限切れの国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の返却・処分方法に関する当局の照会に対し、回答内容に応じて以下のとおり整理した。

- ①：「窓口に戻却又は被保険者自身で破棄」又は「被保険者自身で破棄」と回答
- ②：「窓口に戻却」と回答
- ③：国民健康保険被保険者証については「窓口に戻却」と、高齢受給者証については「窓口に戻却又は被保険者自身で破棄」と回答

①の市町村及び広域連合では、当該方法を採用している主な理由として、「被保険者の負担軽減や利便性の考慮」、「有効期限が切れており、医療機関での誤使用や悪用のおそれは低い」等としている。

一方、②の市町村では、当該方法を採用している主な理由として、「医療機関での誤使用を防ぐため」、「個人情報流出、悪用を防ぐため」などとしているほか、「国保規則で規定されている様式において、有効期限を経過したときは、市町村へ提出・返却するよう規定されているため」としている。

ただし、②及び③の市町村においても、有効期限切れの国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証が返却されなかった場合に、被保険者に対して催促するなど厳格な回収は行っていないとしている。

有効期限切れの被保険者証等の取扱いに係る調査結果

令和2年2月14日
四国行政評価支局
首席行政相談官室

表1 有効期限切れの国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の返却・処分方法

95 市町村（徳島県内：24 市町村、香川県内：17 市町、愛媛県内：20 市町、高知県内：34 市町村）	左記方法を採用している主な理由
①うち、被保険者自身での破棄を認めている市町村数： <u>84 市町村</u> （徳島県内： <u>21 市町村</u> 、香川県内： <u>12 市町</u> 、愛媛県内： <u>18 市町</u> 、高知県内： <u>33 市町村</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の負担軽減や利便性を考慮しているため ・有効期限が切れており、誤使用や悪用のおそれは低いため ・返却を徹底すると窓口が混雑するおそれがあるため ・過去に被保険者自身での破棄を認めてほしいとする相談が寄せられたため
②うち、返却を求めている市町村数： <u>10 市町村</u> （徳島県内： <u>3 市町村</u> 、香川県内： <u>4 市町</u> 、愛媛県内： <u>2 市町</u> 、高知県内： <u>1 市町村</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行規則で規定されている被保険者証等の様式において、有効期限を経過したときは、市町村へ提出・返還するよう規定されているため ・誤使用を防ぐため ・個人情報流出、悪用を防ぐため
③うち、国民健康保険被保険者証は返却を求めているが、高齢受給者証は、被保険者自身での破棄を認めている市町村数： <u>1 市町村</u> （香川県内： <u>1 市町</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険から脱退した被保険者が、資格喪失後に誤使用する事例が多く、有効期限切れの国民健康保険被保険者証についても原則として返却を求めているが、高齢受給者証はその必要性は高くないと考えるため

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 調査結果は、令和元年12月1日時点の状況である。
 3 本表は、有効期限切れの国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の返却・処分方法に関する当局の照会に対し、回答内容に応じて以下のとおり整理したものである。
 ①：「窓口に戻却又は被保険者自身で破棄」又は「被保険者自身で破棄」と回答
 ②：「窓口に戻却」と回答
 ③：国民健康保険被保険者証については「窓口に戻却」と、高齢受給者証については「窓口に戻却又は被保険者自身で破棄」と回答
 4 本表②及び③の市町村（③は国民健康保険被保険者証に係る内容）においても、国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証が返却されなかった場合に、被保険者に対して催促等は行っていない。このため、厳格に戻却を求めている市町村は見受けられなかった。

表 2 有効期限切れの後期高齢者医療被保険者証の返却・処分方法

4 後期高齢者医療広域連合	左記方法を採用している主な理由
うち、被保険者自身での破棄を認めている後期高齢者医療広域連合数： <u>4 後期高齢者医療広域連合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証の両端の色を年度ごとに変更しているなどしており、誤使用のおそれは低いため ・被保険者の負担軽減や利便性を考慮しているため

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 調査結果は、令和元年12月1日時点の状況である。
 3 4 後期高齢者医療広域連合では、窓口への返却も認めている。

表3 有効期限切れの被保険者証等について、被保険者自身での破棄を認めているが、その旨を広報誌等の媒体で周知していない事例

県名 集計区分	徳島県内	香川県内	愛媛県内	高知県内	合計
県別該当機関数	12 機関	8 機関	3 機関	18 機関	41 機関
証名 集計区分	国民健康保険 被保険者証	高齢受給者証	後期高齢者医療 被保険者証	合計	
証別該当機関数	26 機関	36 機関	1 機関	63 機関	

【周知していない主な理由】

- 施行規則で規定されている被保険者証等の様式において、有効期限を経過したときは、市町村へ提出・返却するよう規定されているため（5 機関）
- 医療機関での誤使用防止、個人情報流出防止等の観点から、基本的には返却を求めているが、返却が困難な場合は、被保険者自身での破棄も認めているため（8 機関）
- 原則、新しい被保険者証等は窓口で交付しており、その際には有効期限切れの被保険者証等を回収しているが、持参するのを忘れた場合には、被保険者自身で破棄するようお願いしているため（3 機関）
- 有効期限切れの被保険者証等を被保険者自身で破棄して差し支えない旨周知すると、資格喪失時などにも返却されなくなるおそれがあるため（1 機関）
- 被保険者証等の有効期限が切れている場合、返却してもらう必要性がないため、そのような場合における処分方法まで言及していない（1 機関）
- 国民健康保険団体連合会で共同印刷しており、自機関で作成していない（4 機関）

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 調査結果は、令和元年12月1日時点の状況である。
 3 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証は市町村への調査結果を、後期高齢者医療被保険者証は後期高齢者医療広域連合への調査結果を整理した。表4及び5において同じ。
 4 表題中「被保険者証等」は、国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証の総称として用いている。表4及び5において同じ。
 5 本表中「施行規則」は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の総称として用いている。表4において同じ。
 6 「県別該当機関数」欄及び「証別該当機関数」欄は、表題の事例がみられた市町村及び後期高齢者医療広域連合の合計である。
 なお、「県別該当機関数」の母数は、表1の①及び③の85市町村並びに4後期高齢者医療広域連合（合計89機関）である。
 7 「県別該当機関数」と「証別該当機関数」の合計が一致しないのは、「証別該当機関数」の場合、複数の証において表題の事例がみられた機関があるため、当該機関については証ごとに計上したためである。また、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が一体化している機関については、「国民健康保険被保険者証」欄に計上した。表4において同じ。

表 4 有効期限切れの被保険者証等の返却・処分方法について、周知している媒体ごとに周知内容が区々となっている事例

県名 集計区分	徳島県内	香川県内	愛媛県内	高知県内	合計
県別該当機関数	5 機関	2 機関	4 機関	12 機関	23 機関
証名 集計区分	国民健康保険 被保険者証	高齢受給者証	後期高齢者医療 被保険者証	合計	
証別該当機関数	10 機関	15 機関	1 機関	26 機関	

【区々となっている主な理由】

- 施行規則で規定されている被保険者証等の様式において、有効期限を経過したときは、市町村へ提出・返却するよう規定されているため（2 機関）
- 原則、新しい被保険者証等は窓口で交付しており、その際には有効期限切れの被保険者証等を回収しているが、窓口に来なかった被保険者については、後日、被保険者証等を郵送する際の同封文書にて、有効期限切れの被保険者証等は被保険者自身で破棄するよう案内しているため（1 機関）
- 国民健康保険団体連合会で共同印刷しており、自機関で作成していない（5 機関）

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、令和元年 12 月 1 日時点の状況である。

3 「周知している媒体ごとに周知内容が区々となっている事例」の内容は、ある周知媒体では被保険者自身で破棄しても差し支えない旨周知している（保険者に返却するよう求める旨の周知が併記されている場合も含む。）一方、別の周知媒体では返却するよう求めている（被保険者自身で破棄しても差し支えない旨周知していない）事例である。

4 「県別該当機関数」欄及び「証別該当機関数」欄は、表題の事例がみられた市町村及び後期高齢者医療広域連合の合計である。

なお、「県別該当機関数」の母数は、95 市町村及び 4 後期高齢者医療広域連合（合計 99 機関）である。

表5 有効期限切れの被保険者証等の返却・処分方法に係る周知状況

(単位：市町村、後期高齢者医療広域連合)

証別	所在県名	HP			広報誌			同封文書			台紙・裏面			他		
		窓破	破	窓	窓破	破	窓	窓破	破	窓	窓破	破	窓	窓破	破	窓
国民健康保険被保険者証	徳島県	0	0	0	4	2	0	9	4	3	2	1	11	0	0	0
	香川県	1	0	1	2	1	3	3	1	9	0	0	4	0	0	0
	愛媛県	2	0	1	2	3	2	7	6	3	1	2	6	0	0	0
	高知県	0	0	0	2	2	0	10	8	4	0	1	8	1	0	1
	小計	3	0	2	10	8	5	29	19	19	3	4	29	1	0	1
高齢受給者証	徳島県	0	0	0	0	1	0	6	1	3	0	0	16	0	0	0
	香川県	1	0	0	1	1	1	3	0	5	0	0	11	0	0	0
	愛媛県	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	0	0	0	9	8	3	0	0	24	0	0	0
	小計	1	0	0	1	2	1	19	11	12	0	0	51	0	0	0
後期高齢者医療被保険者証	徳島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	香川県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	愛媛県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	小計	2	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	2	1	0	0
合計		6	0	2	11	10	6	50	30	31	4	4	82	2	0	1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査結果は、令和元年12月1日時点の状況である。

3 本表中、「窓」は窓口に返却するよう周知していることを、「破」は被保険者自身で破棄しても差し支えない旨周知していることを、「窓破」は併記していることを示す。

4 本表中「同封文書」は、被保険者証等郵送等時に同封している文書である。

5 本表中「台紙・裏面」には、被保険者証等のケースも含まれている。

6 本表中「他」は、防災行政無線等が含まれている。

7 被保険者が窓口に来訪した際や電話での問合せ時の説明など、被保険者自らが確認する場合は、本表には含めていない。

様式第一号(第六条関係) 国民健康被保険者証(単独)

(表 面)

○ ○ 都 道 府 県 国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証 記 号 氏 名 生 年 月 日 適 用 開 始 年 月 日 交 付 年 月 日 世 帯 主 氏 名 住 所 保 険 者 番 号 交 付 者 名	有 効 期 限 年 月 日 番 号 性 別 年 月 日 年 月 日 年 月 日 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> 印				

(裏 面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}小腸・眼球 】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 一部負担金の割合を減じている市町村については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 6. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず被保険者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、高齢受給者証に示す割合であること。
 - (4) 被保険者の資格を喪失したとき又は退職被保険者若しくはその被扶養者となったときには、直ちに被保険者証を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。
 - (5) 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、市町村にその旨を届け出ること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。
 - (7) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (8) 特別の事情がないのに保険料(税)を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料(税)を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。

様式第一号の二の二(第六条関係)国民健康被保険者証兼高齢受給者証
(表 面)

〇 〇 都 道 府 県	有効期限	年	月	日					
国 民 健 康 保 険	発効期日	年	月	日					
被 保 険 者 証									
兼 高 齢 受 給 者 証									
記 号	番 号								
氏 名	性 別								
生 年 月 日	年 月 日	負担割合	割						
適用開始年月日	年 月 日								
交 付 年 月 日	年 月 日								
世帯主氏名									
住 所									
保険者番号	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								
交 付 者 名				印					

(裏 面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備 考

--

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん すい}膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
 2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。
 3. 一部負担金の割合を減じている市町村については、表面の「負担割合」欄にその一部負担割合を表示する。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 6. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず被保険者証を窓口で提出すること。
 - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)に表面に示す割合を乗じた額であること。
 - (4) 被保険者の資格を喪失したときには、直ちに被保険者証を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。
 - (5) 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、被保険者証を添えて、市町村にその旨を届け出ること。
 - (6) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。
 - (7) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (8) 特別の事情がないのに保険料(税)を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料(税)を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。

(裏面)

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったり、この証の有効期限に
至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。ま
た、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

(表面)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ○○都道府県国民健康保険 高齢受給者証 </div>									
有効期限	年 月 日	交付年月日	年 月 日						
記 号	番 号								
世帯主	住 所	氏 名	男・女						
対象被保険者	氏 名	生年月日	年 月 日						
一 部 負 担 金 の 割 合									
発 効 期 日	年 月 日								
保険者番号並びに交付者の名称及び印	<table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>								

備考

1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
2. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他の所要の調整を加えることができること。
4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の五(第七条の四関係) 高齢受給者証単独<カードサイズ>

(表 面)

〇 〇 都 道 府 県						
国 民 健 康 保 険						
高 齢 受 給 者 証	有効期限 年 月 日					
記 号	番 号					
氏 名	性 別					
生 年 月 日	年 月 日					
交 付 年 月 日	年 月 日					
発 効 期 日	年 月 日					
一部負担金の割合						
世帯主氏名						
住 所						
保険者番号	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr></table>					
交 付 者 名	印					

(裏 面)

注 意 事 項
<p>1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。</p> <p>2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。</p> <p>3. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。</p> <p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> <p>備 考</p>

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

〔特記欄：

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

備考

1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. この証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとすること。
3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。
5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 被保険者の資格がなくなつたときは、直ちに被保険者証を市町村に提出すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。
 - (3) 被保険者証の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、被保険者証を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。
 - (4) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。
 - (5) 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。
 - (6) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法（明治40年法律第45号）により詐欺罪としての懲役の処分を受けることがあること。

様式第二号(第十七条第一項関係)後期高齢者医療被保険者証<はがきサイズ>

(裏面)

(表面)

<p>注意事項</p> <p>保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。</p> <p>備考</p>
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1. から3. までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____</p> <p>家族署名(自筆)： _____</p>

<p>後期高齢者医療被保険者証</p> <p>有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>									
被保険者番号									
住所									
	男・女								
氏名									
生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日								
資格取得年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日								
発効期日	_____ 年 _____ 月 _____ 日								
一部負担金の割合									
保険者番号及び並行者の並び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								

備考

1. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
2. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。
3. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 被保険者の資格がなくなつたときは、直ちに被保険者証を市町村に提出すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。
 - (3) 被保険者証の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、被保険者証を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。
 - (4) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。
 - (5) 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。
 - (6) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法(明治40年法律第45号)により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

【行政相談①】

複数ある太陽光発電設備（以下「設備」）を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を 1 か所あたり 1 通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本 1 通で足りるようにすべきではないか。また、戸籍謄本等は、他の手続でも使うので、審査が終わったら返してほしい。

【行政相談②】

遺産を包括的相続する場合、遺産分割協議書に設備の明示がなければ届出書類として認められない。このような場合、設備を明示しなくても相続したものと解釈変更してほしい。

【行政相談③】

届出に添付する公的書類は 3 か月以内に発行されたものとする期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。

【行政相談④】

設備を相続した者を特定する書類として公正証書遺言は認められず、法定相続人全員が署名捺印した相続証明書を作成するか、遺産分割協議書の提出を求められた。遺産分割協議による相続ではないので、公正証書遺言でも認めてほしい。

2 前回会議（令和 2 年 12 月 8 日）の審議結果を踏まえた対応状況

【相談①】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

現在、本事業については、事業者ごとではなく設備ごとに管理しているところ、同一の事業者が複数の設備を同時に紙申請で変更届出をする場合には、代表となる届出書にのみ原本を添付し、他の届出書には代表となる届出書に原本が添付されている旨を付記することとするなど工夫すれば、添付書類を一通のみにすることができるのではないかと見られる。

(2) 資源エネルギー庁の見解

FIT 法（電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号））第 9 条及び第 10 条では、発電設備ごとに事業計画の認定及び変更を実施することとされており、法令に基づく届出様式、FIT システム、審査体制等については、それを前提とした業務体制を構築している。

また、本件は住宅用又は事業用（低圧）の太陽光発電設備に関する相談と認識しているが、これらについては既に電子申請が可能となっており、2019 年度においては電子申請が大多数を占めており、紙申請は全体の 1%程度となっている。このうち、紙申請の場合において、同一の事業者が複数の申請を行うようなケースは、僅少となっている。

したがって、システム改変・審査体制変更等のコストと恩恵を受ける規模感を比較すると、業務体制を改変するよりも、むしろ電子申請をより分かりやすい形で案

内するなどの工夫を凝らすことで、対応していきたいと考えている。

【相談②】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

事業を承継する相続人が遺産分割協議書の文言から特定できる範囲において取扱いを変更すべき。

(2) 資源エネルギー庁の見解

遺産分割協議書等の記載において、太陽光発電設備の明示がされている場合に加え、すべての財産等、対象に太陽光パネルが含まれていることが確認できる記載となっている場合は認める運用とする。

【相談③】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

死亡した被相続人の除籍謄本については、内容の変更があり得ないものであることから、期限を撤廃すべき。

(2) 資源エネルギー庁の見解

死亡した被相続人の除籍謄本の有効期限については特段求めないこととする。

【相談④】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

公正証書遺言のみでは事業変更届出を認めないとする現行の手続きでは、FIT法で遅滞なく事業変更届を行うこととしながら、相続が発生しても事業承継が認定されないままとなる事態も危惧されることから、そうした事態を回避するため、社会的に信用があつて制度として確立しており、その偽造・変造に刑罰が科されている公正証書遺言を活用することが妥当ではないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

会議での議論でも相続人間の協議等により公正証書遺言の通りにならないことは認識されているところ。現在の手続きで求めている協議書等と同様の性質との議論がなされているが、相続人間の合意が確認できる点で同一ではないと認識している。

したがって、設備の真正な所有者を特定出来るよう、従来通りの運用とすることとしたい。

なお、FIT認定に関しては、実際に認定通知書が偽造されるようなケースも存在しており、そういった観点からも慎重な対応が必要と考えている。

(考えられる改善方策の一案 相談①～④関係)

<変更内容ごとの変更手続の整理表>

(留意事項)

■紙媒体で提出する場合は変更認定申請書／届出書、添付書類の他に連絡票、印鑑証明書【原本】、返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載。受付印を押印した申請書の写しが必要な場合は2部必要）を忘れずに送付してください。50kW未満太陽光については申請毎に委任状が必要です。

■事業を承継した事業者が、複数の設備について紙媒体で変更認定申請書／届出書を同時に提出する場合、申請書／届出書は設備ごと（ID（識別番号）ごと）にご提出いただきますが、添付書類については、代表となる設備の申請書／届出書に原本1通を添付の上、他の設備の申請書／届出書には原本を添付した設備ID（識別番号）を注記していただければ結構です。【相談①関係】

(添付書類等について)

■公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります（被相続人（亡くなられた方）の除籍謄本は、申請（届出）日より3カ月前以前に発行された原本でも結構です。）。

【相談③関係】

■50kW未満の太陽光発電設備は電子申請のため、【原本】の表記があっても書類のPDFの添付で結構です。

変更対象の 項目		変更手続				添付書類等
		変更 認定 申請	事前 変更 届出	事後 変更 届出	卒FIT 事前 届出	
事業者名	相続 の 場 合			○		<p>①被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。）</p> <p>②法定相続人全員の戸籍謄本【原本】 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報【原本】でも可</p> <p>③法定相続人全員の印鑑証明書【原本】</p> <p>④遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の同意書【相談④関係】 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要 なお、遺産分割協議書又は公正証書遺言に、太陽光パネルの相続人を特定できる明確な記載があれば、同協議書等に当該設備が明記されていなくとも差し支えない。【相談②及び④関係】</p>

(注) 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」に記載の整理表に基づき、当局で具体的な追記例（赤字部分）を作成。

なお、本整理表の内容は、規則等で定められたものではない。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

【行政相談①】

複数ある太陽光発電設備（以下「設備」）を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を1か所あたり1通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本1通で足りるようにすべきではないか。また、戸籍謄本等は、他の手続でも使うので、審査が終わったら返してほしい。

【行政相談②】

遺産を包括的相続する場合、遺産分割協議書に設備の明示がなければ届出書類として認められない。このような場合、設備を明示しなくても相続したものと解釈変更してほしい。

【行政相談③】

届出に添付する公的書類は3か月以内に発行されたものとする期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。

【行政相談④】

設備を相続した者を特定する書類として公正証書遺言は認められず、法定相続人全員が署名捺印した相続証明書を作成するか、遺産分割協議書の提出を求められた。遺産分割協議による相続ではないので、公正証書遺言でも認めてほしい。

2 前回会議（令和2年9月17日）の審議結果を踏まえた対応状況

【相談①】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

- i) 相続によって事業者が変更されたのみで、設備そのものの変更がない複数設備の事後変更届出の場合、届出書及び関係（添付）書類の原本を一つにすることはできないか。
- ii) 上記 i) について、直ちに改善が難しくても、システム改修の機会等を活用して、改善できないか。
- iii) 戸籍謄本等の原本については、相続に伴う他の各種の手続きに必要となることから、事後変更届の審査終了後に届出人に返却することはできないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

FIT 法（電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号））に基づく設備認定を受けた事業者は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、設備認定された発電設備で発電された電気を電力会社に一定価格で一定期間売電し、電力会社が買い取る費用の一部は電気を利用する利用者から賦課金の形で集められる仕組みであり、この事業の事業主は、これにより安定的な利益を受けている。

このように、電気利用者全体の負担のもとに成り立つ制度のため、利益を受けられる事業者は、万が一にも虚偽や誤認によってなってはならないことから、事業認定等の審査は、他の類似の制度と同様、確実な証明書等で厳格に行うことを要する。

また、FIT法（第9条及び第10条）上は、発電設備ごとに事業計画の認定及び変更を実施することとされている。これにより、変更手続きを含め事業の管理は、事業者ごとではなく、設備ごとに行っている。このため、現行の手続きを変更することは、事業全体の管理実務に影響を及ぼすことになり、対応は困難である。

提出された申請書は、行政文書として各種照会等の対応のため保管する必要がある。

【相談②】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

包括的相続の場合、太陽光発電設備も相続されたことが明らかであれば、同設備について遺産分割協議書に明記されていなくても、相続されたものとして扱うことはできないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

包括的相続の場合、そこに太陽光発電設備の明記、もしくは、存在しうるすべての遺産等太陽光発電設備が含まれることが明確な記述があれば、今後は認めることも可能かもしれない。他制度の事例も参考にしつつ今後の検討としたい。

【相談③】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

i) 事後変更届に必要な関係（添付）書類のうち、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容に変動があるとは考えられないことから、現行の有効期限を不要とすることはできないか。

ii) 被相続人の除籍謄本以外の関係（添付）書類（相続人全員の戸籍謄本及び印鑑証明書）については、現行の有効期限の必要性を見直すことはできないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

i) 死亡した被相続人の除籍謄本の有効期限については、他制度の事例も参考にしつつ今後の検討としたい。

ii) その他の添付書類（相続人の戸籍謄本等）については、FIT法で「遅滞なく（中略）届け出なければならない」とされており、届出されるまでの間に、相続人の身分関係の変動は起こり得るもので、証明書の記載内容と実態にかい離が生じる蓋然性が高いことから、誤った相続人が事業主となることを可能な限り防ぐため、証明書等の有効期限を3か月以内と設定していることには、一定の妥当性がある。

【相談④】

(1) 前回の審議結果を踏まえた論点

公正証書遺言に記載された相続人が事後変更届を提出すれば、同人が相続したと考えられ、この者が相続人同士の協議の結果相続しなかった場合には、自分が相続したとして事後変更届を提出する事態は考えられないことから、公正証書遺言による事後変更届出を認めることはできないか。

公正証書遺言の内容に法定相続人が不満な場合、現行の「相続証明書」の作成

に法定相続人が協力しないことが想定されるが、このような場合でも、上記の取扱いとすることで、相続人がより遅滞なく事後変更届を提出できるようになるのではないか。

(2) 資源エネルギー庁の見解

「公正証書遺言」を否定はしないが、公正証書遺言のみでは、後発的に相続人間で争いが生じることも想定されるため、事業承継者の確実な特定という点で、公正証書遺言に記載された相続人では、設備の真正な所有者であるかが不明であることから、届出時において相続人全員の同意を確認することができる「相続証明書」等の提出を求めている。

FIT 認定を巡っては、正当な事業主体でない（事業譲渡の契約不履行等）にもかかわらず第三者に事業譲渡を行い、結果として争いが生じた事例もある。

○ 関係法令

電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号)

第 9 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第 1 項

自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

第 2 項

再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第 1 号

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第 2 号

申請者が法人である場合においては、その役員（中略）の氏名

第 7 号

その他経済産業省令で定める事項

第 10 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の変更等)

第 3 項

認定事業者は、前条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第 36 条 (賦課金の請求)

第 1 項

小売電気事業者等は、納付金に充てるため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

第 2 項

前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

1 相談内容

【委員意見】

1 平成 28 年 12 月に夫が亡くなり自分と息子 2 人で太陽光発電設備を 2 か所相続することになった。電力会社から相続の手続をして名義を変更するよう連絡があったが、具体的手続が分からなかったため、設置業者に依頼して平成 29 年度末に届出を行った。

数か月後、届出に必要な書類のうち、相続人 3 名分の印鑑証明書、被相続人の住民票除票及び戸籍謄本（全部事項証明）の原本を 1 か所あたり 1 通ずつ提出するように求められ、1 通ずつ書類を提出し、手続が完了したが、手数料の負担増になることや手続簡素化の観点から、設置箇所が数か所あったとしても証明書は原本 1 通を提出することで足りるようにすべきではないか。



(注) 写真は総務省岡山行政監視行政相談センターの現地確認によるもの。

【委員意見】

2 ①遺産分割協議書について、施行業者から包括的相続の内容ではなく、太陽光発電設備（10 kW未満）を遺産分割協議書に明示する必要があるとの説明を受けたが、ほとんどの遺産分割協議書では、相続当時発見できなかった遺産について二度手間を防ぐために次のようになっている。

ア すべての遺産を相続する。

イ 今後、遺産に属する資産ないし債務が発見されたときは、相続人〇〇〇〇が取得ないし引き受ける。

ウ 包括的遺産分割協議書が認められないとなれば、遺産分割協議書作成後、相続人がその後死亡した場合、さらに相続が発生することになり実印、印鑑証明書をいただくことが難しくなることが多々ある。

それこそ、相続登記を促進する現行政策に逆行するものです。（本件相続のように）遺産分割協議書上記アまたはイのように包括相続の文言が入っている場合は、発電設備を明示しなくても相続したものと解釈変更をしてほしい。

※ 包括的文言が入っていることにより、具体的な資産の明示がなくても法務局では登記が可能である。

②公的機関の発行する書類については、「申請（届出）日より 3 カ月前から当該申請

（届出）日までの間」という期限は、以下の理由から、相続関係書類に限って設けないでほしい。

ア 戸（除）籍謄本等の取得期限が3カ月を過ぎると再度、同様の書類を取得することになり、二重の経費と手間暇を要する。

イ 法務省所管の不動産登記では、相続書類（遺産分割協議書、被相続人死亡後の被相続人の出生から死亡までの除籍謄本、附票（住民票除票）、被相続人死亡後の相続人の戸籍謄（抄）本、印鑑登録証明書）の有効期限は無期限となっている。

ウ 省庁間で同一の相続書類（戸籍謄本、印鑑証明書等）の有効期限に差異があるのは不合理。

【行政相談】

3 父が亡くなり、太陽光発電設備（50kW未満）を含む一切の財産を相続したため、JPEA（※）代行申請センター（以下「JP-AC」という。）に対して事業者変更の事後変更届出書を郵送で提出した。ホームページでは相続による変更の場合は届出書の他に、遺産分割協議書又は相続人全員の同意書の提出が求められていたが、遺言による相続のため、遺言の公正証書を提出した。

後日、JP-ACは、公正証書では承ることができないとしてこれを認めず、法定相続人全員の相続証明書又は遺産分割協議書の提出を求める文書及び相続証明書の様式を送付してきた。

遺産分割協議による相続ではないことから、遺産分割協議書は作成していないし、相続証明書の様式に記載されている文言は遺言の効力を否定するような表現であり、これを提出することは受け入れられない。また、なぜ公正証書では認められないのかの理由も記載されていないため、納得ができない。

（注）1及び2については、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）第4条に基づき、岡山行政監視行政相談センター及び山形同センターの行政相談委員から総務大臣に提出された意見である。3については、岡山行政監視行政相談センターで受け付けた相談である。

※JPEAとは「一般社団法人 太陽光発電協会」のことであり、太陽光発電システムに関連する利用技術の確立及び普及促進、並びに産業の発展によって、日本経済の繁栄と、国民生活の向上に寄与し、もって会員の共通の利益を図ることを目的として設置されている。また、JP-ACは、組織体制上は太陽光発電協会傘下であるが、経済産業省からの委託業務に対応するために設置された独立した一般社団法人である。

なお、一般社団法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）を根拠に設立される非営利法人のことである。

2 制度概要等

（1）制度の概要（再生可能エネルギーの固定価格買取制度について）

固定価格買取制度は、「電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）」（平成23年法律第108号）

に基づき、再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの 5 種類）を用いて発電された電気について、法令で定める価格で一定期間買い取ることを電気事業者（電力会社）に義務付ける制度である。

再生可能エネルギー発電設備の設置者（以下「設備設置者」という。）は経済産業大臣から再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けることで、電気事業者と契約を結ぶことができることとされており、当該事業計画に記載する事項は以下のとおり（FIT 法第 9 条第 2 項）。

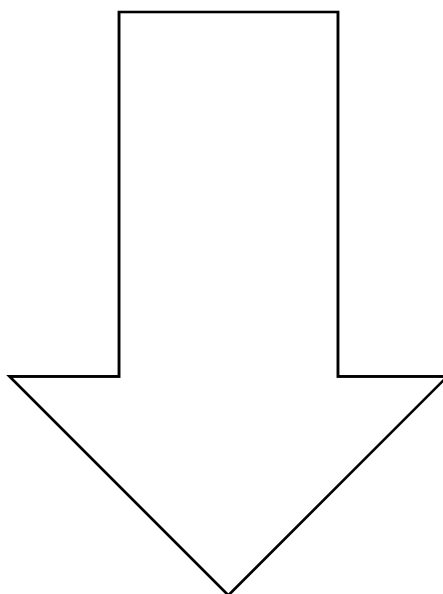
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名
- 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
- 七 その他経済産業省令で定める事項

(2) 相続に係る名義変更について

FIT 法第 10 条第 3 項において、認定事業者は同法第 9 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令に定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないとされている。また、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法施行規則第 10 条において、同法第 10 条第 3 項に基づく相続に係る事後変更届出は、同規則様式第 6（再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書）（図 1）による届出書を提出して行わなければならないとされている。

資源エネルギー庁ホームページ上で公表されている「変更内容ごとの変更手続の整理表」（図 2）では、相続に係る事後変更申請の添付書類は、①被相続人の戸除籍謄本、②法定相続人全員の戸籍謄本又は法務局より発行

された法定相続人情報、③法定相続人全員の印鑑証明書（ここまで、いずれも原本）、④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書が必要とされている。また、添付書類等について、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。」とされている。さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付」として相続証明書の書式（図3）が掲載されている。



(図 1) 様式第 6 (再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書)

様式第 6 (第 10 条関係)

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒 -)

(注 1)

(ふりがな)

氏 名

実印

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 () -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定に基づき、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画 (注 2)

設備 ID(識別番号)	
発電設備の名称	
発電設備の出力(kW)	
発電設備の設置場所	
運転開始の有無(注 3)	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後(運転開始日： 年 月 日)

担当経済産業局 (注 4) _____

認定計画情報（注5）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注6）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人番号 （注7）（注8）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人の代表者の 氏名（注8）	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
	氏名				
法人の役員氏名 （注8）	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
	氏名				
	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
	氏名				
	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
氏名					
事業者の住所（注8）	（〒 - ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（〒 - ）		
保守点検責任者 （注9）	法人名(法人の場合): 責任者氏名: 所属・役職(法人の場合): 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人名(法人の場合): 責任者氏名: 所属・役職(法人の場合): 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):		
添付書類	書類の種類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	①印鑑証明書 （注10）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	②事業実施体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	③受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類 （注3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	④その他（注11）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

（注6）事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること（事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、事業者の実質的な主体を変更する場合は、変更前に様式3、様式第3の2、様式第4又は様式第5の2により申請すること。

（注）固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請サイトに基づき当局で作成。下線部は当局が表示した。

(図2) 変更内容ごとの変更手続の整理表

＜変更内容ごとの変更手続の整理表＞						
(留意事項)						
<p>■紙媒体で提出する場合は変更認定申請書／届出書、添付書類の他に連絡票、印鑑証明書【原本】、返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載。受付印を押印した申請書の写しが必要な場合は2部必要）を忘れずに送付してください。50kW未満太陽光については申請毎に委任状が必要です。</p>						
(添付書類等について)						
<p>■公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。</p>						
<p>■50kW未満の太陽光発電設備は電子申請のため、【原本】の表記があっても書類のPDFの添付で結構です。</p>						
変更対象の項目		変更手続				添付書類等
		変更認定申請	事前変更届出	事後変更届出	卒FIT事前届出	
事業者名	相続の場合			○		<p>①被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本【原本】（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。）</p> <p>②法定相続人全員の戸籍謄本【原本】 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報【原本】でも可</p> <p>③法定相続人全員の印鑑証明書【原本】</p> <p>④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要</p>

(注) なつとく！再生可能エネルギーホームページに基づき当局で作成

(図3) 相続証明書の書式 (記載例)

記載例

相続証明書

証明日を記載してください。

2019年3月29日

経済産業大臣 殿

相続人 住所 **東京都千代田区麩が関1-1-1**
 氏名 **経済 一郎** 実印

住所 **埼玉県さいたま市中央区新都心1-1**
 氏名 **経済 二郎** 実印

住所 **大阪府中央区大手町1-5-44**
 氏名 **資源 花子**

被相続人様のご氏名を記載してください。

相続される発電設備の設置場所を記載してください。

1. 被相続人 (現事業者名): **経済 太郎**

2. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所: **愛知県名古屋市中区2-5-2**

【相続する物件】

土地 建物
 再生可能エネルギー発電設備 (設備ID: **A123456C01**)

私達相続人は、私達以外に相続権者がいないことを保証し、上記物件をそれぞれ下記のとおり相続することを確認したことを証明いたします。

相続する物件を○で囲んでください。

相続する物件のボックスすべてにチェックを付してください。

記

1. 土地 / 建物
 再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 **経済 一郎**

2. 土地 / 建物
 再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 **経済 二郎**

3. 土地 / 建物
 再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 **資源 花子**

※法定相続人会員の戸籍謄本 (原本) 及び印鑑証明書 (原本) を添付してください。
 ※太陽光発電設備を屋根に取り付けている場合、建物の別荘設備ではなく、機械及び装置となりますので、必ず切り分けた上で法定相続人の同意をしてください。
 ※固定価格買取制度における手続の際、再生可能エネルギー発電設備と当該設備を設置する場所の法定相続人が異なる場合、賃貸借契約書又は遺造物所有者の同意書の提出が必要となります。

(注) なつとく！再生可能エネルギーホームページより引用

(3) 相続に係る名義変更手続きについて

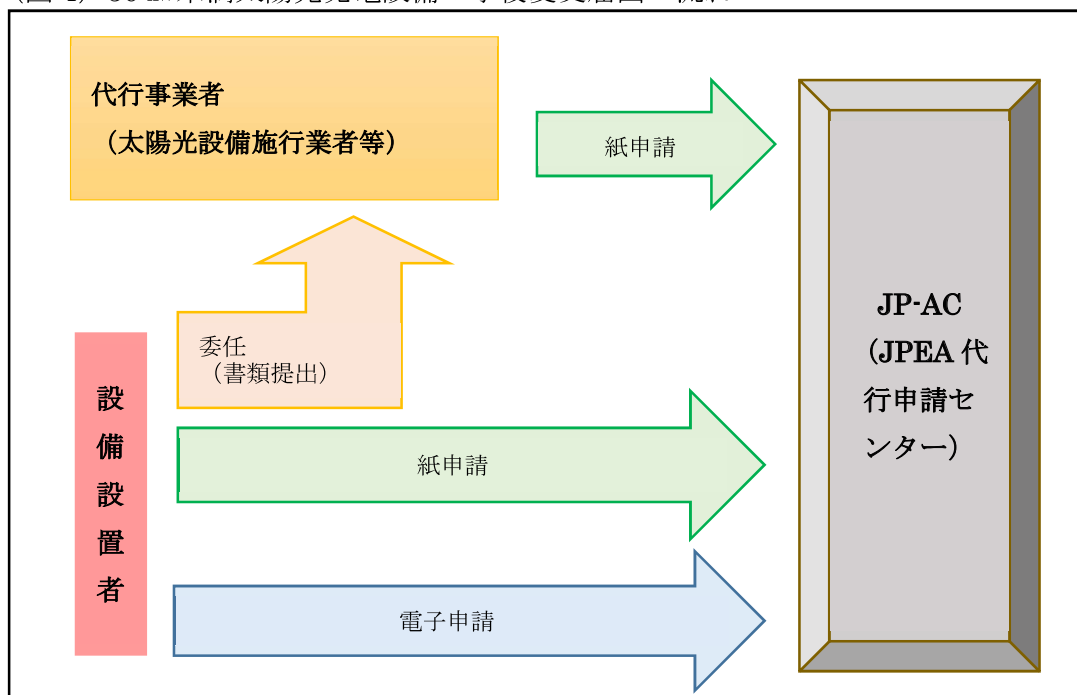
相続に係る事後変更届出の手続は、太陽光発電設備の出力量によって異なっており、50kw以上の太陽光発電設備については紙申請のみ、50kw未満の太陽光発電設備については基本電子申請（やむを得ない場合は紙でも可）で行うことができる。

50kw未満の太陽光発電設備の電子申請については、「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」から行う。

一方、電子申請（やむを得ない場合は紙でも可）で手続を行う場合の書類の送付先は、50kw以上の太陽光発電設備の場合は経済産業局、50kw未満の太陽光発電設備の場合はJP-ACとされている。（図4参照）

太陽光発電設備設置者が紙申請で手続を行う場合、JP-ACは当該設置者から紙で申請関係資料の送付を受け、当該設置者に代わって経済産業局へ電子申請の手続きを行うこととなる。

(図4) 50 kW未満太陽光発電設備の事後変更届出の流れ



(注) JP-ACへの聞き取りに基づき当局で作成

(4) 50kw 未満の太陽光発電設備の実績

50kw 未満の太陽光発電設備の年度別の新規認定数は以下のとおりとなっている。

(単位：件)

区分	10 kW未満	10 kW以上～50 kW未満
	新規認定数	新規認定数
2017 年度	1, 189, 230	651, 349
2018 年度	1, 326, 940	701, 974
2019 年度	1, 493, 625	713, 176

(注) 新規認定数については、資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」による。

3 調査結果

相談内容ごとの申請手続の調査結果については、以下のとおりである。

ア 提出書類の通数（相談 1）について

ホームページに特段の案内は見当たらなかったところ、相談対応した総務省行政監視行政相談センターが、J P-A Cに確認した結果、「50kw 未満の太陽光発電設備の名義変更手続について、紙申請による方法で手続を行う場合、太陽光発電設備の数と同じ部数の添付資料の提出が必要であり、これは資源エネルギー庁の指示に基づいて行っている。」との回答を受けている。

なお、FIT 法第 9 条第 1 項において、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成し、認定申請をすることができるとされており、同法 10 条 3 項に基づく相続に係る事後変更届出も設備ごとにされている。

イ 遺産分割協議書（相談 2 ①）の提出について

様式第 6（上記 2（2）図 1）の注意書きにおいて、「変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。」と記載されている。

また、「変更内容ごとの変更手続の整理表」（上記 2（2）図 2）においては、相続等における添付書類等として、「④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書」と記載されている。また、「※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示

することが必要」とされている。

さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付」として相続証明書の書式（上記2（2）図3）が掲載されている。

これに関し、本相談を担当した総務省行政監視行政相談センターが、J P-A Cに確認した結果、「遺産分割協議書については、再生可能エネルギー発電設備が明記されていないければ、誰が当該設備を相続したかを明確に確認できず、当センターの審査の際、当該設備だけ別の被相続人が相続しているのではないかという疑義が生じるため、包括的な記載は認めていない。」との回答を受けている。

ウ 提出書類の有効期限（相談2②）について

資源エネルギー庁のホームページで公表している「変更内容ごとの変更手続の整理表」（上記2（2）図2）においては、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。」とされており、また、相談を担当した総務省行政監視行政相談センターが、J P-A Cに確認した結果、「添付書類の期限については、法令上期限を設けているためお願いしている。この取り扱いは従来から行っているものである。」との回答を受けている。

エ 公正証書遺言（相談3）の提出について

資源エネルギー庁のホームページを確認したが、公正証書遺言で届出が受理される旨の記述はみられない。

4 関係機関（資源エネルギー庁）の意見

(1) 提出書類の通数（相談1）について

FIT法第9条第1項において、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成し、認定申請をすることができる」とされている。したがって、事後変更届出書においても、同一人が複数の太陽光発電設備の事業計画を変更するにあたっては、事業計画ごとに届出する必要がある。

なお、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成・認定し、その後の管理も発電設備ごとに行っているため、相続による事後変更届出する際に、特出して1つの事後変更届出書に複数の発電設備を記載する措置を可能とするなど、他の届出と異なる取扱いとした場合、システムの改修、届出書の改訂（省令の改訂）のほか、審査体制の見直し等が新たに

発生する等処理が煩雑となる上、手続きも複雑化し、行政コストの効率化の観点から非合理的となるのではないか。

また、50kw 未満の太陽光発電設備に関する届出については、件数が膨大であり行政手続の効率化及び利用者の利便性の観点から、電子申請を基本としており、その場合は届出書の添付書類について PDF の添付を認めている。諸事情により電子申請が行えない方が紙申請する際に、添付書類（原本）を1通として、他の届出書への添付はコピーを可とすることになると、審査後に保存される行政書類（届出書）に原本が欠けるものが発生する。同一人物から複数の届出がある場合でも、届出ごとに複数名で分担して審査する体制上、届出書によっては添付書類がコピーのみという状態で審査することとなるため、この結果、添付書類を偽造し虚偽の申請がなされる可能性がある。

添付書類（原本）の返却についても、「50kw 未満の太陽光発電設備は電子申請のため、添付書類の原本の提出は求めている。」ことが基本であり、救済措置として、諸事情により電子申請が行えない方向けに紙の申請も可能としている。紙申請で提出していただく原本については偽造防止の観点のほか、後日届出書の確認を行う場合に備え、行政文書として保存しているため返却していない。

(2) 遺産分割協議書（相談2①）について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）において、FIT 法第9条第3項第2号では、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施される」ことを求めているが、相続トラブルによって訴訟問題に発展するなど、事業が円滑に行われないケースがある。このため、FIT 法の運用上の判断により、太陽光発電設備の相続人、また法定相続人全員の同意が明確に判断できるように、遺産分割協議書において、太陽光発電設備の記載を明示するように定めている。包括的相続の場合、そこに太陽光発電設備の明記、もしくは、存在しうるすべての遺産等太陽光発電設備が含まれることが明確な記述があれば、今後は認めることも可能かもしれない。他制度の事例も参考にしつつ今後の検討としたい。

(3) 提出書類の有効期限（相談2②）について

各証明書の発行期限を撤廃した場合、事後変更届出書の届出時期と著しく異なる証明書が提出されることが想定され、証明書の記載内容が実態と異なる可能性が高くなり、届出内容の正確性の確認に支障が出る。FIT 認定事業者は認定内容に基づき設備を活用し、電力事業者への売電や他者への権利譲渡等の事業を行っており、その前提となる認定内容の正確性が担保されなければ、事業を行えず不利益を被ることになると想定されるため、

有効期限の設定は必要と思われる。

なお、遺産分割協議書で確認できるのは当該設備の相続者の特定のみであり、届出書の他の記載内容（住所、氏名等）の正確性を確認できない。

(4) 公正証書遺言（相談3）について

FIT 制度において、FIT 法第 9 条第 3 項第 2 号では、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施される」ことを求めている。このことから、設備保有者を確実に特定するにあたり、遺言書は被相続人の意思であってそれのみでは必ずしも相続人全員の意思及び合意の確認ができないことから、有効な遺言が存在している事実のみならず、それに基づいて、相続人間で太陽光発電設備事業の承継者について合意が成立し、相続人全員の同意書又は遺産分割協議書の提出を求め、確認する必要があると思われる。公正証書遺言書のみでは、相続放棄や、相続人全員が同意し遺言書と異なる相続人が当該設備を所有していることも想定され、設備保有者の確実な特定ができない。

なお、「なっとく！再生可能エネルギー」ホームページ上では、同意書として「相続証明書」の様式を公開しているが、この様式に限らず、任意の形式で作成して差し支えない。

5 考えられる課題等（問題意識）

(1) 相談 1 関係

- 太陽光発電設備の相続に当たり、設備ごとに事後変更届出書と同じ添付書類（戸籍謄本等の原本）を提出する手続は、届出者にとって大きな負担になっているものと考えられる。相続によって事業者が変更されたのみで、設備そのものに変更がないのであれば、一括での届出を認める運用でも差し支えないのではないか。

現行では、事後変更届出も設備ごとに審査しているが、複数の設備について事業者が替わっただけの事後変更届出は、届出様式や審査方法・体制を見直して一括で処理することにより、届出者の負担を軽減するとともに、審査も効率化できるのではないか。

また、戸籍謄本等の原本は、相続に伴う各種の手続に必要であることから、他の制度（※）を参考に、審査が終われば返却できないか。

（※）不動産登記では、複数の不動産（土地、建物）を特定した上で、1 件の申請書により提出することができ、同申請に添付する書類は 1 通で足りる。添付書類については、登記申請の審査後、申請人に原本を返却する原本還付の手続が認められている。

(2) 相談 2 ①関係

- 資源エネルギー庁は、届出書の添付書類である遺産分割協議書において太陽光発電設備が明記されていることを求めているが、本件相談にある包括相続においても、太陽光発電設備の明記や相続対象に太陽光発電設備が含まれることが明確な記述となっている場合には、他の制度(※)を参考に、相続したものとして取り扱うことができるのではないか。

(※) 不動産登記：遺産分割協議書の本文において物件(土地、建物)を明示するほか、「相続人 A が被相続人所有不動産の全部を取得する」という包括的な記載の遺産分割協議書を認めている例がある。

(3) 相談 2 ②関係

- 現行の届出書に添付する各種証明書に3か月の有効期限が付されているのは、各証明書により事後変更届出書の記載内容(住所、氏名等)の正確性を確認する趣旨と解される。

しかし、少なくとも、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容が変動することはないと考えられることから、この有効期限は不要ではないか。

その他の添付書類である相続人の戸籍謄本や印鑑証明書については、他の制度(※)を参考に、有効期限の必要性について見直す余地がないか要検討。

(※) 不動産登記：相続を原因とする不動産登記申請の添付書類については、申請人の提出する書類が申請内容と合致していれば、有効期限は関係なく受理している。

(4) 相談 3 関係

- 資源エネルギー庁は、公正証書遺言があっても、相続放棄や、相続人全員が合意して遺言と異なる相続をした場合を懸念している。

少なくとも相続放棄については、事後変更届出の当事者が公正証書遺言に記載された者と同一であることが確認されれば、その者が相続放棄したとは考えられないことから、同庁の懸念は当たらないのではないか。

合意により遺言と異なる相続をした場合については、他の制度(※)を参考に、公正証書遺言による届出で足りるとすることができないか要検討。

(※) 不動産登記：公正証書遺言による申請があった場合、公正証書作成時において公証人が内容を確認していることに鑑み、明らかな間違い(無効の要件)等がみられなければ、受遺者の意思でもあることから、申請を受理している。

(参考) (公正証書) 遺言について

民法(明治29年法律第89号)上の法制度における遺言は、死後の法律関係を定め

るための最終意思の表示をいい、法律上の効力を生じせしめるためには、民法に定める方式に従わなければならない（要式行為、民法第 960 条）、相手方のない単独行為であり、死亡後に効力が生じる法律行為である（民法第 985 条）。遺言の最も重要な機能は、遺産の処分について、被相続人の意思を反映させることにあり、遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる（民法第 964 条）。このことから、被相続人が遺言を残さなかった場合、相続人は法定相続分による相続分を受けるか、遺産分割協議をすることとなるが、遺言書で相続人を指定している場合（指定相続）、民法上の私的自治の原則や所有権絶対の原則から、生前の所有財産の扱いについては、遺言者である被相続人の意思が法定相続分より優先されることとなる。

○ 関係法令

(1) 電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号)

第 9 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第 1 項

自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

第 2 項

再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名
- 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
- 七 その他経済産業省令で定める事項

第 3 項

経済産業大臣は、第 1 項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 2 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(1、3～5 省略)

第10条（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）

第3項

認定事業者は、前条第2項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(2) 電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法施行規則 （平成24年経済産業省令第46号）

第10条（変更の届出）

法第10条第3項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る届出は、様式第6による届出書を提出して行わなければならない。

第119回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：令和2年12月8日(火)14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 第2特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

座長 松尾 邦弘
江利川 毅
小野 勝久
梶田 信一郎
齋藤 誠 (Web)
高橋 滋 (Web)
南 砂 (Web)

(総務省) 行政評価局長 白岩 俊
大臣官房審議官 米澤 俊介
行政相談企画課長 大槻 大輔
行政相談管理官 飯塚 雅夫

4 議題

(1) 審議案件

<継続>

- ① 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（第115回、第116回及び第118回付議案件）
- ② 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について（第118回付議案件）
- ③ 育児休業給付金の受給期間延長申請について（第118回付議案件）

(2) 結果報告

- ① 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（第115回、第116回及び第118回付議案件）（あっせん）
- ② 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（第117回及び第118回付議案件）（あっせん）
- ③ 本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声読上げ機能を付けたものに改善してほしい（第117回及び第118回付議案件）（公表事案）

(3) その他

- 貸与型奨学金の保証人等における繰上返還手続の改善（活動状況報告）

5 議事概要

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な質疑は以下のとおり。

(1) 審議事案

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（継続案件）

略

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について（継続案件）

（松尾座長）

ご意見いかがか。

（高橋委員）

行政相談①については、太陽光発電設備の ID ごとに必ず添付書類を全部付けなさいという主張については、資源エネルギー庁の審査の都合からのものであり、申請人に過重な負担をかけていると思う。こういう論点であっせんを検討するということであれば、ぜひそのような方向で資源エネルギー庁と交渉いただければありがたいと思う。それ以外についても、基本的に事務局の方向に異存はない。よろしく願いしたい。

（松尾座長）

他の方、ご意見いかがか。

（齋藤委員）

私も全体としてこの論点の方向であっせんを進めていただきたい。行政相談①については高橋委員のご見解が卓見だと考える。確かに、紙の場合についてだけ煩瑣な手続を要求するというのは FIT 制度との関連性を考えたとしても改善すべきだろう。公正証書遺言についても、それが後でひっくり返ったり、偽造という可能性はやはり少ないと考えれば、あるいは、資源エネルギー庁が要求している相続についての書類、そちらについてもそういった可能性はある程度残るわけであり、そうすると公正証書遺言について排除し続けるという論拠はそんなに強くはないと思う。それともう 1 点だけ、行政相談③の除籍謄本については、これはやはり事柄の性質上、それについて期間制限するという事は合理的ではないと考えるので、そこが進めば、やはり一歩進んだということになると考える。

（松尾座長）

他の方いかがか。

（小野委員）

私も事務局から説明があった論点の方向として、そうであるだろうと、今の皆さんの話も含めて感じている。

(事務局)

一点補足。席上配布資料について説明。

(松尾座長)

一つ確認だが、この太陽光発電設備というのは、電車に乗っていると、非常に多く今利用されているのがわかる。発電設備が畑一面に並んでいるところもあれば、屋根の上に乗せただけで、極めて小さい発電設備を乗せているところもある。つまりその実態としては、大中小様々だろうと思う。仮に私が太陽光発電事業を実施しようと思った場合に、まず屋根に付けたい、と。そうすると認定申請のために、関係書類から何から全部用意する。で、その後これはいいなということで、畑の一部にそれをまた付けたい、と。これはまた別途の申請が必要となる。つまり、所有者一人であっても、様々な形、あるいは時期が別になれば、それぞれ別個の発電主体になる。そうすると、これを変更する場合には、それぞれの個別な発電設備そのものについて必要な書類を全部揃えなければならない、という理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。付議資料(9ページ)に関連法令を記載している。

(審議官)

付議資料(10ページ)に太陽光発電の現地の写真を載せている。自宅と、自宅の敷地内に事務所があり、それぞれに発電設備を乗せている。それぞれが相続の対象となっており、別個の設備ごとに手続を行う、ということになっている。

(事務局)

FIT事業全体の85%が、この50kW未満の発電設備となっていることも確認している。

(松尾座長)

そういうことを前提として、こういう発電設備を逐次付けていった者、あるいはその後他の者から同じようなものを買取ったりする等、様々な形態の発電設備が、今日本には沢山あると考えられる。恐らく数え切れないほどだと思う。それについて手続が簡素化されないかという話は、ある意味、当然出てくる利用者の要望だろうと思う。それに対する回答として、一部については、例えば除籍の問題等、時の経過で変わりようのない身分関係を含めたものは、それは同じものをどんどん使ってもいいですよと、いろいろ合理化できると思う。その他については、行政相談事例に色々なことが書いてあるが、例えば、行政相談③の公的書類を3か月以内に発行されたものとする期限と書いてあるが、それもやむを得ないものとするのもあるし、除籍謄本のような時の経過で変わりようのないものについては期限を外したほうがいいのか

ないかと言われれば、それはそうだなということになるのだろう。そもそもが、そういう変更についての手続そのものが、仮に発電設備が1か所だとしてもそこまで必要かというような観点から合理化を図れないかという相談がきてもおかしくないと感じる。だが、今言ったように、設置の前後だとか、あるいは場所の前後等で違っていれば、その変更は全部それぞれの状況に応じたものを付けなさいというのもまた、管理する資源エネルギー庁側の視点から言うと、やむを得ないとも感じるのだが、その辺りが難しいかなと思うがいかがか。

(高橋委員)

FIT法そのものが1個1個の発電設備ごとに把握するという点から出発している。太陽光については、廃棄の問題で、パネルが老朽化した場合に廃棄をどうするのか、台風等で壊れたときどうなるのか等の話で、結構、議論があり、そういう意味では、発電設備ごとに把握したいという、法令所管官庁の考え方を一概に否定できないところもあると私は考える。そこで、発電設備ごとに把握するという点をこちらでも踏まえる、それは立法政策上やむを得ない部分がある、と認めるべきであると思う。ただし、手続の負担軽減という観点から、できることを法令所管官庁として実施してくださいというお願いをすることが、一つの方向かと思っている。

(松尾座長)

付議資料(9ページ)に写真が出ている。そこに写真が3枚ある、その上の段のところで、4行目5行目あたりで原本を1か所あたり1通ずつ提出するよう求められた、と書いてあるが、これは例えば原本の写しのような、そのようなもので代用できるということは可能なのではないか。

(事務局)

発電設備ごとに事業計画が大臣に認められる。これを変更する場合には、添付書類に原本を付けなさいということである。一方、これは電子申請のほうが多いと言われており、電子申請の場合にはPDFにして添付する、と。確かにPDFを使えば、アドレスがしっかり管理されていると言っているので、座長がおっしゃるように紙申請、行政相談①のような場合に、コストを掛けて取り寄せて添付しなければいけない。そこをなんとかならないのかということについて、ご指南いただいたような形を採れば、原本1通にして工夫ができるのではないか、これはまだ事務局は議論していない点になるので、論点化させていただいた。

(松尾座長)

今読んでいただいた付議資料(9ページ)の囲みの写真の上の部分、原本が1か所あたり1通ずつ必要ということについては、原本が1通提出されれば、それをコピーして使えばいいのではないか、工夫の余地がまだまだあるのではないかと思うが、いかがか。

(事務局)

届出書が複数であったとしても、それを連携させるような受け方をするというのが一つの方策であり、内部的に審査上必要であれば、それをやりとりして原本を出してもらえれば、後は中で回せるようにする、というのも一つの方策かと考える。いろいろな工夫の仕方はあると思うので、多様なやり方を調整していきながらこれはできる、できないと検討していく形になるかと考えている。

(審議官)

一つの例示として、席上配布資料に赤字で書いたのが、我々から資源エネルギー庁に提案してみようか、という考え方である。黒字の部分は既に資源エネルギー庁が出している文章で、それに我々が、今回の推進会議の結果を踏まえて、「例えばこういう改善ができないだろうか」という提案を赤字で加えたもの。

(小野委員)

こういうふうに改善してはどうかというものと理解した。

(松尾座長)

この赤字は、打合せの課程で資源エネルギー庁が書いてくれたと思ったのだが違うということか。こちらが書いたものという理解でよいか。

(審議官)

なかなかハードルが高いことから、具体的な形にして議論してみてもはどうだろうかと考え、書いてみたものである。

(松尾座長)

ということは、「添付書類について」という赤字部分もそうか。

(審議官)

そうである。

(松尾座長)

そうすると、どうみてもこの赤字の提案のとおりだと思う。何らかの形で行政相談されてきた方が、少し手続が簡略になったとか、あるいは手続そのものの必要な理由が分かったというふうに少しでもなれば、それが手続の煩雑さを回避する一つになれば、この推進会議としてもああよかったな、ということになると考える。これは例えば明確にその席上配布資料の真ん中の申請 3 か月前から当該申請日までの間に発行された原本に限りますという記載を、赤字の部分で若干修正しているという理解でよいか。

(小野委員)

そのように理解している。

(松尾座長)

行政相談①から④までの中で、どの点がこの席上配布資料に書いてあるような修正を施せば簡単になるのか、ということの一つ一つを検討するのも大変だろうと思う。一つのやり方としては、考えられる改善方策の一案としてこの赤字の提案を資源エネルギー庁に投げる。このような形であれば、少なくとも、相談者が、なるほどこれなら

ば大きく変わるなということが分かるような改善は、現段階でもあるのではないかと考える。それを資源エネルギー庁に投げてみて、この推進会議として席上配布資料にあるような形の取扱いを改善していくことは可能だと考えるので、資源エネルギー庁が専門的な立場から、ここに記載してあることで、これは原本の写しでいいとか、あるいは、原本をいくつかの申請の一つに付けてもらえばいい等、手続をする国民の目線を見て、少し負担が軽減される箇所はないか、と。これを参考で送るけれども、全体通じてそういう視点でもう 1 回資源エネルギー庁としての意見をいただけないかという言い方はできるだろうか。

(審議官)

まさにそのために準備した資料であり、抽象的に言うよりは具体的に提案してみれば、と考えて作成した。

(事務局)

この席上配布資料には公正証書遺言の話は載っていないので、併せて提案していかねばならないと思っているところ。あっせん文案とともに、かつ、具体的に改善できる方策がないかとして、打ち出しができないかと思い、作成している資料である。

(松尾座長)

席上配付資料のような案を投げて、全部こちらのほうでこのように書き出さなければならぬというのも、この推進会議としてはここまでやるかという感じもある。例えばこの席上配布資料のこのような形であれば、行政相談にこられた方の意向にも沿うので、我々としては改善の余地ありと思っているが、他に手続全般それからその発電設備についての管理監督全般の中で同じように簡略化することをもう一度検討していただけないかというのはどうだろうか。

(局長)

そういうことに異論があるかと聞いてみたいと思う。まさにコアは、今座長がおっしゃったとおり、このくらいの軽減はできるだろうというのがこの推進会議の結論であったということで、資源エネルギー庁にぶつけたいと思う。資源エネルギー庁も行政相談②と③については、変更の余地ありと言っている。こういうことをやるべきだと結論付けていただいたことを投げれば、資源エネルギー庁も検討してくれるだろう。具体的にどうするかと言われた場合に、席上配付資料のようなアイデアがあるが、検討してみてもいいかがか、ということになると思う。実は行政相談①は、資源エネルギー庁は反対である。なぜ届出書全部にそれぞれ原本を付けさせているかということ、審査を民間の法人に委託していることから、この法人の作業を変えてしっかり徹底できるのか不安があるのでは、と推測される。あくまで推測だが、さはさりながら、普通に考えて、原本を届出書全部に要求するのは過剰ではないか、ということがこの推進会議の結論であれば、それをメインに投げかける。結果については、追ってまたご報告させていただく。行政相談④の公正証書遺言についても投げて、その結論を踏まえて、あっせん文書の書き方はご相談させていただく。

(高橋委員)

行政相談①について、資源エネルギー庁が抵抗している実態的な理由を垣間見ることができた。しかしながら、添付書類の削減は5年くらい前からうるさく言ってきたところ、未だに資源エネルギー庁の内部的な事情で抵抗している現状は、私には信じられない。むしろ、添付書類削減は、経済産業省自身が旗を振っている話である。自身の役所が言っていることでありながらどういうことか、という話になると思うので、ぜひ強く言っていただければありがたい。

(梶田委員)

今のお話だが、届出書を審査する組織が違ってくる場合があるということか。

(局長)

議論の中で出てくるかとは思いますが、私を知る限り、少なくとも地域分割して電力会社が買う話で、各会社が協力してやっている話であるから、主体は1もしくは、少なくとも発電会社ごとだとは思う。

(事務局)

付議資料(18ページ)に届出の流れ図を記載している。届出書は、ここに集まってくるということである。

(局長)

お金を払うのは電力会社であるので、その差が出てくることはあるかもしれない。しかし、電子申請の場合にはPDFである。もっと他の理由があれば別だが、あまり合理性はないだろうと思う。資源エネルギー庁としては、審査を民間法人にやらせているので、面倒を感じる可能性は高いと思う。いずれにしても、皆さんの「これはなぜか？」という話を基にして、投げかけさせていただければと思う。

(松尾座長)

これは事実上相手に投げて回答を待ってからまた検討をするということによろしいか。

(齋藤委員)

賛成する。

(南委員)

私も賛成である。ただ、私、太陽光発電設備の所有がこんなに煩雑になっている理由があまりよく分からなかった。恐らくこういうものは今後の再生エネルギーの電力をどのように考えるのかであるとか、やはり電気を起こすものなので火災の原因になる可能性もあるとか、様々な理由があつてこのように煩雑な手続なのか、と考えていたことから、やむを得ない部分もあると感じていた。ただ、あまりに煩雑な行政手続に関して、今日出た結論で相手に投げてみるということで、賛成である。

(松尾座長)

引き続きよろしく願います。

育児休業給付金の受給期間延長申請について

略

(2) 結果報告

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一 (あっせん)

※ 委員等から特段の発言等なし

標準報酬改定に係る決定書の教示事項について (あっせん)

※ 委員等から特段の発言等なし

本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声読み上げ機能を付けたものに改善してほしい (公表事項)

※ 委員等から特段の発言等なし

(3) その他

貸与型奨学金の保証人等が繰上返還をする場合、本人の同意がなくても繰上返還できるよう改善してほしい (活動状況報告)

※ 委員等から特段の発言等なし

以 上

成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の
金融機関における被後見人の本人確認
～金融庁からの回答内容（令和 3 年 2 月 12 日公表(P2～P4)）について～

行政相談委員意見の内容

成年被後見人名義の既存口座に成年後見人が後見設定する場合、後見関係を証明する登記事項証明書のみで手続きできることがある一方で、被後見人の本人確認のためこれ以外の書類を求められる場合もある。登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、金融機関での取扱いを統一してほしい。

金融庁の対応により、金融機関において、既存口座への後見の設定時における被後見人の本人確認の方法について、成年後見人の負担軽減及び金融機関の実務の円滑化の観点から見直しが行われることに期待

<措置状況>

- ① 金融機関に対し、一般社団法人全国銀行協会を通じて、総務省が実施した金融機関アンケートの結果等を踏まえ、傘下金融機関に既存口座への後見設定に係る事務手続を改めて検討するよう周知
- ② 上記①の対応結果を、警察庁に情報提供



成年被後見人名義の既存口座への後見設定の際、
成年後見人の負担が軽減されます。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る金融庁の取組—

きっかけとなった行政相談委員意見の要旨

成年被後見人名義の既存口座に成年後見人が後見設定する場合、後見関係を証明する登記事項証明書のみで手続きできることがある一方で、被後見人の本人確認のためこれ以外の書類を求められる場合もある。登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、金融機関での取扱いを統一してほしい。



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、
総務省行政評価局から金融庁へあっせん

あっせんの内容は別紙1
「あっせんのポイント」
対応状況は別紙2
「回答」を見てね！



成年後見人の負担軽減
金融機関の実務の円滑化

金融庁の対応状況（令和3年1月29日回答）

- ①金融機関に対し、一般社団法人全国銀行協会を通じて、総務省が実施した金融機関アンケートの結果等を踏まえ、傘下金融機関に既存口座への後見設定に係る事務手続を改めて検討するよう周知

【金融機関アンケート結果】

全国銀行協会加盟117行を対象にアンケートを実施（回答率63.2%）

※被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることについて肯定、また、現にそうした取扱いをしている（回答のあった69行中55行（79.7%））

- ②上記①の対応結果を、警察庁に情報提供



成年後見人の負担が軽減され、
成年後見制度が利用しやすくなる
といいね！



<連絡先>

総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

令和 2 年 12 月 4 日



成年被後見人名義の既存口座への後見設定手続の合理化

口座名義人の本人確認手続の重複不要が確認されました。
—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）—

総務省行政評価局は、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るために、令和 2 年 12 月 4 日、金融庁にあっせんしました。

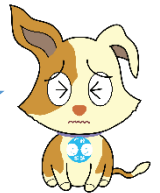
このあっせんは、行政相談委員からの意見を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談委員の意見

成年被後見人名義の既存口座に成年後見人が後見設定する場合、後見関係を証明する登記事項証明書のみで届出ができることがある一方で、被後見人の本人確認の書類を改めて求められる場合もある。無駄な手続なら合理化してほしい。



口座開設時に被後見人の本人確認は済んでる。後見設定時にも改めてやる必要あるの？



判明した事実

意見通り、金融機関によっては、後見設定時に成年後見人だけでなく成年被後見人の本人確認も要するところと、そうでないところがある。金融機関へのアンケートや、関係機関の考え方を調べると、そのような違いの合理的な理由が見当たらない。



行政苦情救済推進会議^注の意見を踏まえ金融庁へあっせん

《あっせんの内容》

必要な本人確認を行いつつ、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、成年被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html

（本件に関する連絡先）

総務省行政評価局行政相談管理官室
電 話：03-5253-5111（代表）

金 監 第 1 3 5 号
令和 3 年 1 月 29 日

総務省行政評価局長 殿

金融庁監督局長
(公印省略)

「成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の
金融機関における被後見人の本人確認について（あっせん）」について（回答）

令和 2 年 12 月 4 日付総評行第 89 号について、下記のとおり回答します。

記

既存口座への後見設定時の被後見人の本人確認書類について、ご指摘を踏まえ、金融機関に対し、次の内容を周知するとともに、金融機関への通知文を警察庁に共有しました。

- ・ 総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和元年 9 月 18 日第 115 回、同年 12 月 9 日第 116 回及び令和 2 年 9 月 17 日第 118 回）において、行政相談委員からの意見を踏まえ検討が進められていた「金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一」について総務省が金融機関に対して実施したアンケートによれば、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることが示されている。成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図る観点から、傘下金融機関に対して、こうした実態を踏まえ、今一度、既存口座への後見設定に係る事務手続について、ご検討いただきたい。

以 上

標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（令和 2 年 12 月 4 日あっせん）
～厚生労働省からの回答内容の公表（P2～P6）について～

相談内容

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づき事業所から被保険者に通知される「標準報酬月額決定通知書」には、決定に不服があれば不服申立てできることが記載されていないので、同通知書でこの旨を教示してほしい。

被保険者の権利保障の観点から、事業主から被保険者への標準報酬月額等の決定にかかる「通知様式例」について、早期に改善
働き方の多様化という社会情勢の変化の中、被保険者が、標準報酬月額等の決定に不服がある場合に、「不服申立てができるか」や、「どこに不服申立てをしたらよいか」が明確になっており、改善効果に期待

<改善内容>

- 通知様式例の改訂（令和 2 年 12 月 4 日）
日本年金機構のホームページに掲載している「健康保険・厚生年金保険標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の「通知様式例」に、決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記
- 事業主及び被保険者向けの周知（令和 2 年 12 月 4 日・同月 21 日）
日本年金機構のホームページにおいて、事業主及び被保険者向けに決定に不服があるときは審査請求できる旨を周知
また、事業主宛てに改訂後の「通知様式例」の活用について周知



行政相談マスコット
キクーン

標準報酬月額等の決定通知の様式例が改められ、 不服申立てができることが明示されました。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る厚生労働省の取組—

改善のきっかけとなった相談

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき事業主から被保険者に通知される「標準報酬月額等の決定通知書」には、決定に不服があれば不服申立てできることが記載されていないので、同通知書でこの旨を教示してほしい。



現在の様式では、標準報酬月額の決定に不満があっても、不服申立てできるかどうか分からない……



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、総務省行政評価局から厚生労働省へあっせん



早期対応



あっせんの内容は、
別紙1「あっせんのポイント」を、
回答は、**別紙2**「措置結果の報告」を見てね！

厚生労働省の対応状況（令和2年12月24日回答）

- ① 日本年金機構のホームページに掲載している「健康保険・厚生年金保険標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の「通知様式例」に、決定に不服があるときは審査請求ができる旨を追記（令和2年12月4日）

＜事業主から被保険者又は被保険者であった者への通知様式例の見直し＞

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）			氏名	例示
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
			決定後の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
			改定後の標準報酬月額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額（健保）	（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日		
この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。				
※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…				
・資格取得時の決定……資格取得時（入社）し被保険者となった場合				
・定時決定……毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定）				
・随時改定……報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定）				
・賞与支払時の決定……賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定）				
・資格喪失日……退職日の翌日				
令和	年	月 日	事業所所在地	
			事業所名称	
			事業主氏名	

決定に不服がある場合、審査請求できる旨、その期間、審査請求先等を「通知様式例」に追記

- ② ①にあわせて、同ホームページにおいて、事業主及び被保険者向けに決定に不服があるときは審査請求できる旨を周知。また、事業主宛てに「通知様式例」の活用について周知

詳細は次頁参照



被保険者にとって、どこに不服申立てしたらよいか分かりやすくなったね！



＜連絡先＞

総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

<事業主及び被保険者向けの周知> (令和2年12月4日日本年金機構ホームページ掲載)

【事業主向け周知】

被保険者への通知

1. 被保険者への通知義務

事業主は、厚生労働大臣（日本年金機構）から次の決定等の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者または被保険者であった者に通知しなければなりません。

この通知義務に対して正当な理由なく通知しなかった場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。

- (1) 被保険者の資格取得または喪失
- (2) 標準報酬月額等の決定または改定
- (3) 標準賞与額の決定
- (4) 適用事業所以外の事業所が認可を受けて適用事業所となったこと
- (5) 上記(4)の適用事業所が認可を受けて適用事業所以外の事業所となったこと
- (6) 適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者が認可を受けて厚生年金保険の被保険者となったこと
- (7) 上記(6)の被保険者が認可を受けて被保険者の資格を喪失したこと

2. 通知様式の例

事業主が被保険者または被保険者であった者へ通知する際は任意ですが、明確かつ確実に通知するようお願いします。

また、通知の際には、決定内容に加え、通知された決定内容に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に審査請求ができることについても、合わせてお知らせいただくようお願いします。

文書での通知様式の例を以下にお示ししますので、ご活用ください。

[通知様式の例 \(エクセル 37KB\)](#)

決定に不服がある場合に審査請求できる旨及び改訂後の「通知様式例」を掲載

(URL:<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha2/20120330-04.html>)

【被保険者向け周知】

事業主から標準報酬等の決定に係る通知があったとき

事業主から標準報酬等の決定に係る通知があった場合について

被保険者の方の資格や標準報酬に関する届出をいただいた際には、日本年金機構から事業主の皆さまへ決定内容を通知し、事業主の皆さまから、その決定内容を被保険者の方々に通知いただくこととなっておりますので、通知を受けた際には、十分に内容をご確認いただきますようお願いいたします。

ご確認いただいた内容にご不明点などがある場合には、お勤め先の事業主またはご担当者様へお問い合わせください。

また、事業主から通知された決定内容に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に、文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求ができることとされています。

決定に不服がある場合に審査請求できる旨、期間、審査請求先等を掲載

(URL:<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha2/20201204.html>)

<事業主宛て改訂後の様式例の活用にかかる周知> (令和2年12月21日)

事業主の皆さまへ

令和2年12月号

日本年金機構からのお知らせ

被保険者の方への決定内容の通知について

被保険者の方に関する資格や標準報酬に係る届出をいただいた際には、日本年金機構から事業主の皆さまへ決定内容を通知し、事業主の皆さまから、その決定内容を被保険者の方々に通知いただいているところです。被保険者の方々への通知にあたっては、日本年金機構ホームページに掲載している通知様式(例)をご利用いただけますので、ご活用ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha2/20120330-04.html>)

(注) 日本年金機構から全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所宛てに送付する文書の一部抜粋（令和2年12月21日付け発送）



被保険者が標準報酬月額等の決定に対して不服申立てができることが徹底されるようになって安心だね！

令和 2 年 12 月 4 日



標準報酬月額等の決定通知の様式例が改められます。 不服申立てができることが明示されます。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るために、令和 2 年 12 月 4 日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談の内容

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づき事業主から被保険者に通知される「標準報酬月額等の決定通知書」には、決定に不服があれば不服申立てができることが記載されていないので、同通知書でこの旨を教示してほしい。



判明した事実

現行法上、標準報酬月額等の決定に対する不服申立ては可能でしたが、被保険者宛ての決定通知書においては、従来、不服申立てができる旨の記述が必ずしもありませんでした。



行政苦情救済推進会議^注の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

《あっせんの内容》

働き方の多様化にも対応しつつ、厚生年金保険の被保険者の権利保障を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、通知された決定に不服があるときは審査請求できる旨を追記すること。
- ② 上記の旨を事業主及び被保険者に周知すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html



標準報酬月額の決定に不満なとき、どこに不服申立てしたらよいか分かりやすくなって、安心だね！

※詳細は次頁参照

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

現行の「標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」

現在の様式では、標準報酬月額の決定に不満があっても、不服申立てできるかどうか、分からない…



＜事業主から被保険者又は被保険者であった者への通知様式例＞

【現在】

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）		氏名	例示
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額（健保）（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）（厚年） 千円 決定後の標準報酬月額（健保）（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）（厚年） 千円 改定後の標準報酬月額（健保）（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額（健保）（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日	

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…
 ・資格取得時の決定…資格取得時（入社し被保険者となった場合）
 ・定時決定…毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定）
 ・随時改定…報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定）
 ・賞与支払時の決定…賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定）
 ・資格喪失日…退職日の翌日

令和 年 月 日 事業所所在地
 事業所名称
 事業主氏名

（注）日本年金機構のHPに掲載している様式例

改善の方向

事業主から被保険者への「標準報酬月額の決定通知」の様式例に、審査請求できる旨を記載

あわせて、日本年金機構から、審査請求できる旨を事業主と被保険者向けに周知

【見直し（案）】

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）		氏名	例示
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額（健保）（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）（厚年） 千円 決定後の標準報酬月額（健保）（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）（厚年） 千円 改定後の標準報酬月額（健保）（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額（健保）（厚年） 千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日	

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に審査又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…
 ・資格取得時の決定…資格取得時（入社し被保険者となった場合）
 ・定時決定…毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定）
 ・随時改定…報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定）
 ・賞与支払時の決定…賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定）
 ・資格喪失日…退職日の翌日

令和 年 月 日 事業所所在地
 事業所名称
 事業主氏名

【追記】

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。



働き方が多様化して兼業が進むと、複数の事業主から報酬をもらう人も増えてくるから、決定への不服をどこに申立てたらよいか分かりやすくなって、安心だね！

年 発 1224 第 1 号
令和 2 年 12 月 24 日

総務省行政評価局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（あっせん）」
について（回答）

令和 2 年 12 月 4 日付け総評行第 88 号について、下記のとおり回答します。

記

標記あっせん内容である標準報酬改定時における被保険者への教示については、ご指摘を踏まえ、日本年金機構ホームページに掲載している「健康保険・厚生年金保険標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）」の様式例に、決定に不服があるときは審査請求ができる旨を追記するとともに、同ホームページ中の事業主及び被保険者向けページにも同様の内容を追記し、令和 2 年 12 月 4 日付けで同ホームページを更新しました。

また、全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主あてに送付するお知らせ文書において、被保険者への標準報酬等の決定内容の通知に当たり、日本年金機構ホームページに掲載している上記様式例の活用について記載し、令和 2 年 12 月 21 日に発送しました。

今後とも引き続き、事業主及び被保険者への周知に努めてまいります。

育児休業給付金の受給期間延長申請について

1 相談内容

【相談事例①】

保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった。

【相談事例②】

子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、入所希望の日付を、年度当初の4月1日など、子どもが1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった。

【相談事例③】

子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまっていた。

2 厚生労働省の見解

- (1) 育児休業給付制度は、原則として子が1歳になるまでを対象とした給付であり、1歳に達した日後の期間について休業を継続することが必要と認められる場合に限り、延長を認めるもの。

相談事例②及び③については、そのような相談があった場合、申請者への聞き取り、疎明書による確認を行っており、その内容をもとに柔軟な対応をしている。

相談事例①については、復職の意思があるにもかかわらず保育所に入所ができなかったという事実をもって延長を認めるものであることから、思いとどまり申し込みをしないケースまで認めることは困難。

一方で、希望する月に空きがないとしても、申込み可能な月の入所希望を行っている場合は、認める余地もある。

- (2) 上記のとおり、相談事例②及び③のようなケースでは、形式に拘らず疎明書等により柔軟な対応を行っておりますが、利用者に当該取扱いが十分に知られていない現状を踏まえ、具体的な事例を示す等により、しっかりと周知してまいりたい。

また、相談事例①については、単に空きがないという回答のみで申し込みをしなかったでは足りず、入所希望日より後の申込み可能な月の入所申込みを行った上で、延長申請を行う必要がある旨をしっかりと周知してまいりたい。

3 審議結果

- (1) 相談事例①について

保育所への入所を申し込まなかった場合、その理由が、空きがないと言われて諦めたのか、そのときは復職の意思があったためなのか、証拠がなく、申請者の言い分だけでは判断しようがないことから、少なくとも、入所を申し込まなかった者を救うのは難しいのではないかと。

ただし、保育所から空きがないと言われても、給付が延長されるにはあくまで申込みしておく必要があることから、このような仕組みを含め、本制度の内容について改めて周知するようあっせんしてはどうか。

(2) 相談事例②・③について

厚生労働省の回答を踏まえてあっせんしてはどうか。